

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業

要求水準書

徳島県

令和7年10月3日

《目 次》

第1章 総則

1	要求水準書の位置づけ	1
2	対象施設	1
3	業務範囲及び業務内容	1
4	適用法令等	2
5	注意・配慮事項	5

第2章 事業概要

1	事業の目的	6
2	敷地条件	8
3	対象施設の概要	10

第3章 施設整備

1	基本的事項	13
2	敷地に関する基本要件	14
3	県都のまちづくりに資する提案	18
4	施設整備の基本要件	18
5	整備水準	32

第4章 各業務の実施

1	要求水準の確認	57
2	設計業務	57
3	工事監理業務	63
4	建設業務	64
5	解体他業務	67
6	備品調達、設置業務	69
7	維持管理・施設運営業務	70

＜参考資料＞

- 参考資料 1 事業対象地概要図
- 参考資料 2 事業対象地立地状況
- 参考資料 3 都市計画図
- 参考資料 4 新町川公園（藍場浜公園）概要
- 参考資料 5 地質調査データ
- 参考資料 6 地下駐車場現況図
- 参考資料 7 津波・高潮・洪水浸水想定図
- 参考資料 8 あわぎんホール図面
- 参考資料 9 周辺駐車場状況
- 参考資料 10 新ホール整備候補地調査に係る調査モデルプラン
- 参考資料 11 都市公園における官民連携事業化検討に向けたサウンディング型市場調査

第1章 総則

1 要求水準書の位置づけ

「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業要求水準書（以下「本書」という。）」は、徳島県（以下「県」という。）が、藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定するに当たり、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を対象に公表するものであり、「応募要項」と一体のものとして位置付けるものである。

本書は、県が事業者に対して達成しなければならない要求水準を示し、本事業提案に当たっての具体的な指針を示すものである。

2 対象施設

本事業の対象施設は、「新ホール」及び駐車場、駐輪場、外構からなる「附属施設等」（以下「本施設」という。）並びに「藍場町地下駐車場（以下「地下駐車場」という。）」とする。

3 業務範囲及び業務内容

業務範囲及び業務内容は、以下のとおりとする。

なお、(1)①のうち「解体他設計業務」、(1)②のうち「地下駐車場等の解体他工事の監理業務」、及び④の「解体他業務」（以下「解体他業務等」という。）については、事業者が実施する業務から除くことができる。この場合、解体他業務等については、県において別途実施することとし、本書のうち、解体他業務等に係る部分については、適用しない。

また、「備品調達、設置業務」については、現時点では県による実施を見込んでいる。ただし、事業者による実施の方が、コストや、スケジュールの効率性など、有利であることを説明できる場合は、「備品調達、設置業務」の一部または全部を、本業務の提案の中に含むことができる。

(1) 設計・施工等業務

① 設計業務

各種調査等、基本・実施設計業務、解体他設計業務、各種申請業務、設計意図伝達業務

② 工事監理業務

本施設の建設工事及び地下駐車場等の解体他工事の監理業務

③ 建設業務

建設工事（電気・ガス等の引込みを含む）、申請・検査等の各種業務、本施設に関する保険付保

④ 解体他業務

既存公園施設の解体、地下駐車場の解体・改修、使用廃止済インフラの撤去

⑤ 県への所有権移転業務

(2) 維持管理・施設運營業務

- ① 維持管理業務
- ② 施設運營業務

4 適用法令等

(1) 法令等

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ・ 興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）
- ・ 文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）
- ・ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）
- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律【建築物衛生法】（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律【建設リサイクル法】（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律【建築物省エネ法】（平成 27 年法律第 53 号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律【グリーン購入法】（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律 53 号）
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・その他関係法令

(2) 条例等

- ・徳島県建築基準法施行条例（昭和 47 年条例第 32 号）
- ・徳島県都市公園条例（昭和 33 年条例第 20 号）
- ・徳島県興行場法施行条例（昭和 59 年条例第 31 号）
- ・徳島県屋外広告物条例（平成 4 年条例第 52 号）
- ・徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成 19 年条例第 14 号）
- ・徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成 28 年条例第 57 号）
- ・徳島県県産材利用促進条例（平成 24 年条例第 80 号）
- ・徳島県個人情報保護条例（平成 14 年条例第 43 号）
- ・徳島県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 40 号）
- ・県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針（平成 31 年）
- ・徳島県環境基本条例（平成 11 年条例第 11 号）
- ・徳島市都市計画法施行条例（平成 20 年条例第 14 号）
- ・徳島市景観まちづくり条例（平成 25 年条例第 10 号）
- ・徳島市火災予防条例（昭和 37 年条例第 15 号）
- ・徳島市道の構造の基準等に関する条例（平成 25 年条例第 12 号）
- ・徳島市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 13 号）
- ・徳島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和 48 年条例第 1 号）
- ・徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 6 年条例第 16 号）
- ・徳島県文化振興条例（平成 17 年条例第 22 号）
- ・その他関係条例

(3) 適用基準等

本事業を行うに当たっては、関係法令等のほか、次の基準類に準拠するものとする。その場合、いづれも契約締結時における最新版を使用するものとし、本事業期間中に改訂されたときは、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

① 共通

- ・公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

② 建築

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・徳島県県有施設総合耐震計画基準（徳島県）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築物解体工事共通仕様書及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

③ 設備

- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（一般社団法人日本建築センター）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ・内線規程（社団法人日本電気協会）
- ・公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

④ 舞台機構・舞台照明・舞台音響設備

- ・懸垂物安全指針・同解説（一般財団法人日本建築センター）
- ・吊物機構安全指針・同解説（劇場演出空間技術協会 JATET-M-6030-3）
- ・床機構安全指針・同解説（劇場演出空間技術協会 JATET-M-5040-1）
- ・演出空間用調光設備の安全基準（劇場演出空間技術協会 JATET-L-8110-3）
- ・劇場等演出空間電気設備指針（電気設備学会・劇場演出空間技術協会）
- ・劇場等演出空間における音響設備動作特性の測定方法
（劇場演出空間技術協会 JATET-S-6010:2016）

⑤ その他

- ・日本工業規格（JIS）
- ・電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・日本電機工業会標準規格（JEM）

5 注意・配慮事項

(1) 個人情報の取扱い

- ・ 事業者が本事業を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じること。
- ・ また、事業者は、本事業の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、並びに本人からの開示の申出、苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、徳島県個人情報保護条例の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。

(2) 情報公開

- ・ 事業者が本事業を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で事業者が管理しているものの公開については、徳島県情報公開条例の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとし、適正な情報公開に努めること。
- ・ 情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を事業者が公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めるものとする。

(3) 文書の管理・保存

- ・ 事業者が本事業を行うに当たり作成し、又は受領する文書等は、適正に管理・保存すること。また、事業終了時に、県の指示に従って引き渡すこと。

(4) 守秘義務

- ・ 事業者は、本事業を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。事業期間終了後も同様とすること。

(5) 環境への配慮

- ・ 物品調達の際は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、可能な限り環境物品等を利用するよう努めること。

(6) 地域経済への配慮

- ・ 設計業務から建設工事終了まで、及び維持管理・施設運営において、必要な資機材や備品、消耗品等を調達する際、また、下請業者等を雇用する際は、可能な限り徳島県内から調達、雇用するなど、地域経済に配慮しながら業務を遂行するよう努めること。

第2章 事業概要

1 事業の目的

徳島では、四国三郎・吉野川の肥沃な大地で培われた「阿波藍」による経済的繁栄を受けて、「阿波おどり」や「阿波人形浄瑠璃」といった「伝統芸能」が盛んに行われ、また、遍路文化の「お接待の精神」が生んだ「板東俘虜収容所」がアジア初演の地となった「ベートーヴェン・第九」に代表される「クラシック」など多彩な文化芸術が、広く県民の皆様の中に息づいている。

その徳島の特徴的な文化芸術を、県都において支えてきた徳島市立文化センターについて、「施設の老朽化」や、「多様化する施設利用者のニーズに対応するための機能が十分でない」という住民や文化団体の皆様からの強い要望を受け、徳島市立文化センターに代わる新しい施設として、規模や機能を充実させた「新ホールの整備」に向けた検討が、平成5年度の「音楽・芸術ホール建設検討市民会議」に始まり、およそ四半世紀にかけて行われてきた。

平成27年度には、徳島市立文化センターの利用が中止となり、県都に1000席以上の客席規模の公共ホールがない状況が続く中、令和2年9月に、徳島市が県に対し、新ホール整備の早期実現に向けた緊急要望を行い、これを受けて、「県市協調未来創造検討会議」が発足した。

同検討会議においては、これまでの徳島市における新ホール整備に向けた様々な検討の成果を基本として、「旧徳島市立文化センター跡地」における新ホール整備の検討を行い、令和2年12月に、新ホール整備の大きな方向性をまとめた「県市協調新ホール整備基本方針」を策定し、さらに、令和3年3月に、基本方針の内容の具体化を図った「県市協調新ホール整備基本計画」を策定した。

その後、建設資材価格や工事人件費の高騰が続く情勢下において、令和5年5月から、新ホール整備見直しに向けた検討を開始し、同年11月に、魅力ある県都のまちづくりに向けたランドデザインを示し、あわぎんホールとの一体活用が可能であり、既に県有地であることなどから、「藍場浜公園西エリア」を新ホールの候補地とする考えを表明した。

令和6年9月には、知事と徳島市長との会談において、「藍場浜公園西エリア」で県市協調により新ホール整備をすることなどの取組方針について合意し、「県市協調新ホール整備基本計画」や、「新ホール整備候補地調査業務」の調査モデルプランをベースに、「県内文化団体へのヒアリング」、「新ホール早期整備プラン意見交換会」、「パブリックコメント」等での意見を踏まえ、令和7年4月2日に「藍場浜公園西エリアにおける新ホール早期整備プラン」を策定したところである。

本事業は、このような状況を踏まえ、早期の新ホール開館を目指して実施していくものである。

(1) 基本目標

新ホールは、徳島県の文化芸術振興・創造発信の拠点や、文化芸術と人をつなぎ、地域の発展を支える「新しい広場」として、文化芸術の持つ力により、感動や希望を生み出す。

新ホール整備そのものをゴールとするのではなく、開館後に、施設使命に基づき様々な取組を進めることで、人や地域に新しい変化をもたらし、県民に親しまれ、誇りとなる施設を目指す。

(2) 施設の使命（ミッション）

前項で掲げた「基本目標」に基づき、次の「使命」を果たしていくこととする。

① 新たな文化芸術を創造し、魅力を発信する

徳島で育まれてきた文化芸術について、県においては、県民文化祭の開催などにより、幅広い分野の文化団体をはじめ、県民の皆様が主役となる文化芸術の振興に取り組んでいる。

新ホールにおいては、それらの活動を継承させるとともに、さらに活発化させる「場」として、最先端技術も取り入れながら、新たな文化芸術を創造し、その魅力を発信する。

② 優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供する

一般社団法人コンサートプロモーターズ協会が公開する全国のライブエンタテインメント公演回数によると、近年、全体の実施回数が増加しているものの、地方では伸びておらず、都市部との二極化が進んでおり、実際に、首都圏や関西方面などにコンサートの鑑賞に出かけている県民も多い状況である。

新ホールは、十分な幅と奥行きのある舞台、複数の大型トラックによる搬出入作業が可能な搬入口、オーケストラピットなど優れた文化芸術の公演が可能な機能を有する施設であり、その機能を最大限に活かし、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能など、幅広い世代にとって魅力ある鑑賞機会を提供する施設として、県民の皆様の文化芸術への関心に応える。

③ 未来を担う人材を育てる

徳島の文化芸術は、県民の皆様の活動によって支えられてきたが、少子高齢化による人口減少が急速に進む中、次の担い手となる若い世代の人材不足が大きな課題となっている。

新ホールは、若い世代に幅広い分野の文化芸術に興味を持ってもらう「体感の場」の提供と、新しい才能を育む「活躍の場」となる取組を進め、幅広い視点で将来の徳島を担う人材の育成を図る。

④ 文化芸術を通じて、県民の幸福や生きがいを創出する

令和3年度に文化庁が実施した「文化に関する世論調査－ウェルビーイングと文化芸術の活動の関連－」では、人生の満足度や、協調的な幸福（人とのつながり、人への思いやり、社会貢献意識など）については、地域の文化芸術への満足度が強く関連していることが示されている。

その一方で、令和5年度の文化庁世論調査では、地域での文化的な環境に満足しているかとの問いに対して、徳島県においては、「満足している」または「概ね満足している」と回答した県民が約20%にとどまっている状況である。

新ホールは、ひとりひとりが生きがいや役割を持ちながら、地域社会の全体を支え合う「共生社会」の実現に向け、「高齢者」や「障がい者」、「外国人」も含め、幅広い方々にとっての文化芸術環境の充実を図り、県民の幸福や生きがいにつながる取組を進める。

⑤ 文化芸術と人をつなぎ、県都のにぎわいづくりに寄与する

新ホールは、新町川に隣接した藍場浜公園（新町川公園）内に位置し、周辺には、徳島駅をはじめ、商業施設や公共施設などが集積している。

新ホールは、文化芸術の「鑑賞や活動の場」とすることはもとより、誰もがくつろげる「憩いの場」として多くの方々を惹きつけ、また、近隣で開催するイベントと連携した取組など、県都のにぎわいづくりへの寄与に向け、施設の活性化を図る。

2 敷地条件

事業対象地の基本的な条件について示す。

また、参照欄に示す参考資料を参照すること。

項目		内容	参照
所在地		徳島市藍場町2丁目4番地ほか	【参考資料1】事業対象地概要図
事業対象地面積		7,400 m ² ※ CAD データから算出した面積	【参考資料2】事業対象地立地状況
地域・地区		都市計画の区域区分：市街化区域 用途地域：商業地域 防火地域：準防火地域 駐車場整備地区 徳島市立地適正化計画：中心都市機能誘導区域 徳島市景観計画：重要な景観形成地域（水辺景観）	【参考資料3】都市計画図
指定建ぺい率		100% ※ 街区の角地かつ準防火地域内の耐火建築物のため、本来の数値に20%加算となる。	
指定容積率		400%	
都市計画施設		都市計画公園（4.4.2 新町川公園） 都市計画道路（8.7.2 藍場町西大工町線） 都市計画駐車場（2号 藍場町公園駐車場） ※ 都市計画道路については、移設に係る都市計画変更を予定。 ※ 都市計画駐車場については、一部廃止に係る都市計画変更を予定。	
都市公園		名 称：新町川公園 種 別：地区公園 建ぺい率：12% 〔・原則 2% ・特例（教養施設等） +10% 〕	【参考資料4】新町川公園（藍場浜公園）概要
道路	北東側	国道192号 現幅員：27m ※ 都市計画道路（3.4.23 徳島駅鴨島線）として決定済み（全幅30m）	【参考資料1】事業対象地概要図
	南東側	市道00250（春日橋通り線）幅員：19m	
	北西側	市道00365（南出来島本線）幅員：11m	
	南西側	市道5903（郷文側道歩線）幅員：3.5m	
	中央	市道5902（藍場・船場歩線）幅員：1.9m ※ 都市計画道路（8.7.2 藍場町西大工町線）として決定済み（全幅2m）	

項目	内容		参照
河川	事業対象地の一部に新町川の河川区域が含まれる。		【参考資料 1】事業対象地概要図
上水道	上水道供給区域	※ 引き込み及び接続計画は、要求水準を参照の上、県及び各インフラ事業者と協議の上進めること。	インフラ現況図については、基本設計時に県から事業者に対し提供する
下水道	公共下水道処理区域		
電気	四国電力管内		
ガス	四国ガス管内		
通信	NTT 管内		
地盤	参考として、令和 6 年度に県が実施した地質調査報告書を参考資料 5 に示す。 ※ 地下駐車場部分については、地質調査が未実施であることから、当該部分の地質調査を行った上で設計に反映させること。ただし、質問及び回答、個別対話を経て、事業者が実施する業務から除き、県において別途実施する可能性がある。		【参考資料 5】地質調査データ
現況	新町川公園の公園施設（地上部）、地下駐車場が現存 ※地下駐車場は、現在、徳島県企業局が所管		【参考資料 6】地下駐車場現況図
浸水想定	洪水（最大 0.5 ～ 3 m） 高潮（最大 1 ～ 3 m）		【参考資料 7】津波・高潮・洪水浸水想定図
その他	埋蔵文化財包蔵地（令和 6 年 3 月の試掘調査では遺構・遺物は確認できず）		

3 対象施設の概要

(1) 施設内容

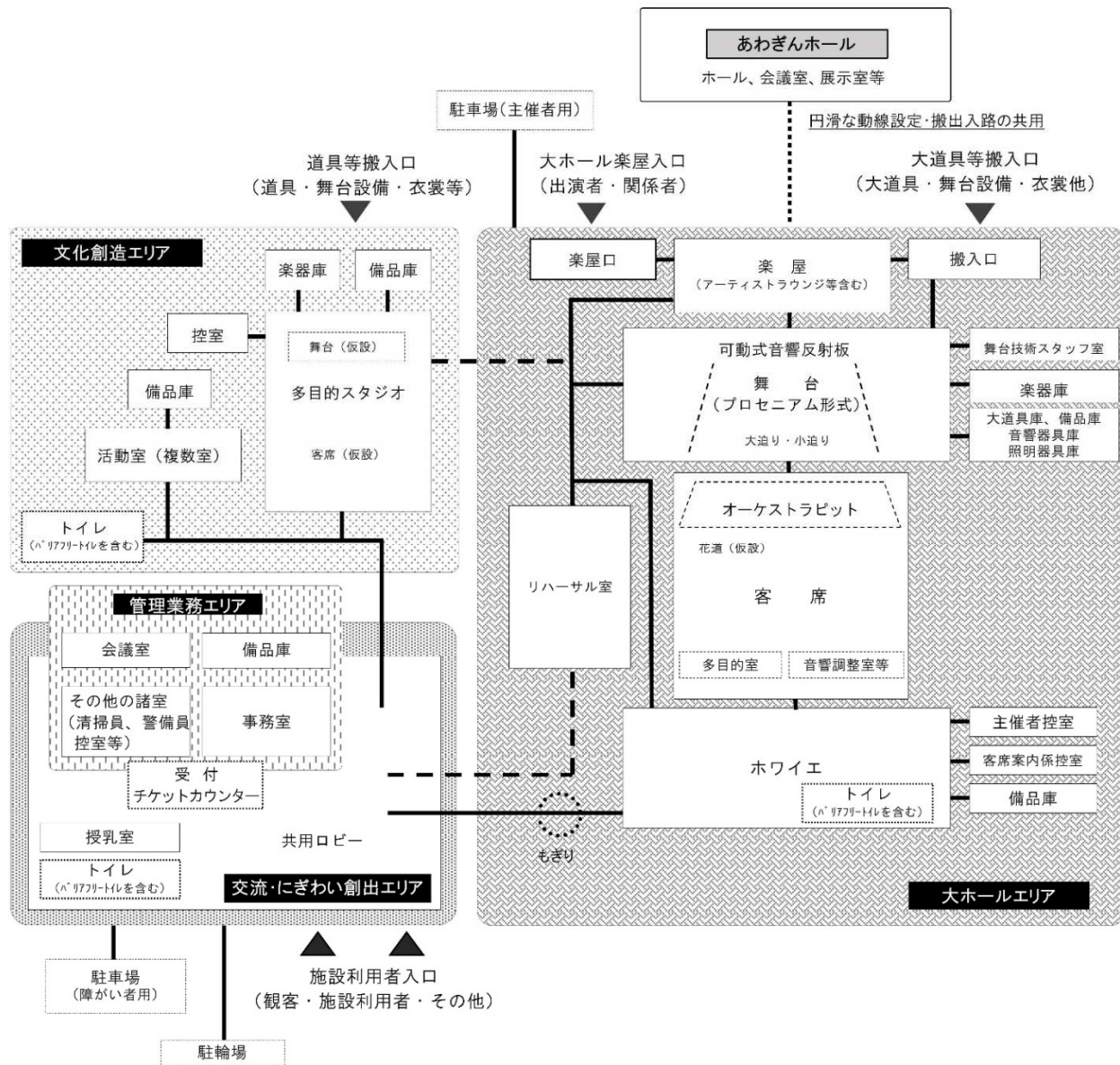
主な諸室の所属するエリア・部門ごとに一覧とした表を示す。詳細は「第3章 施設整備 4 整備水準」を参考にする。

エリア	部門	諸室
大ホールエリア	舞台	舞台（主舞台・袖舞台・奈落）
		舞台技術スタッフ室
		トイレ
	客席	客席（一般席、車椅子用の席等）
		多目的室（親子室）
	ホワイエ	ホワイエ
		主催者控室
		客席案内係控室
		備品庫
		トイレ
	楽屋	大楽屋・中楽屋・小楽屋
		アーティストラウンジ
		リハーサル室
		楽屋事務所
		洗濯・乾燥室
		シャワー室
		楽屋倉庫
		給湯室
		トイレ
	技術室	調光操作室
		音響調整室
		プロジェクター室
		アンプラック室
	投光室	フロントサイドスポットライト投光室
		シーリングスポットライト投光室
		フォロースポットライト投光室
		トイレ
	倉庫	大道具庫
		備品庫
		音響器具庫
		照明器具庫
		楽器庫
	搬入口	搬入口

エリア	部門	諸室
文化創造エリア	スタジオ	多目的スタジオ
		控室
		備品庫
		楽器庫
		トイレ
	活動室	活動室
		備品庫
		給湯室
		トイレ
交流・にぎわい創出エリア	ロビー	共用ロビー
		授乳室
		トイレ
管理業務エリア	管理	事務室
		館長室
		応接室
		会議室
		休憩室
		更衣室
		給湯室
		中央管理室
		警備室
		清掃員控室
		備品庫
		トイレ

(2) 機能図

本施設における主な諸室の機能相関を示す。詳細は「第3章 施設整備」に示す。



第3章 施設整備

1 基本的事項

本事業の実施に当たって、特に重要なポイントとして考えている事項について、下のとおり示す。

(1) 文化ホール施設としての機能充実

- ・ 新ホール整備に当たっては、良質な音響や良好なサイトラインを備えることはもとより、舞台や搬入、楽屋、リハーサル室機能など、文化ホール施設として、本来持つべき役割の発揮に向けて必要な機能の整備を特に重視していることから、文化ホール機能の充実を最優先にした計画とすること。
- ・ 徳島を代表する県立ホール施設として、新ホールを舞台にして行われる創造性が高い公演から、全国を巡回する興行公演まで、音楽（クラシック、J-POPなど）、オペラ、舞踊、演劇、伝統芸能など、幅広いジャンルの公演等の開催を見据え、オーケストラピットや花道など、高い機能性を備えるとともに、ホールで行われる演目の多様化や、舞台設備の技術革新に対応するとともに、メンテナンスのしやすさなどもあらかじめ想定して、中長期的な観点を持って計画をすること。
- ・ あわぎんホールとの一体利用も見据え、国道、市道の2方向への出入りを可能とすることで、円滑な搬出入動線を確保するとともに、一体利用時には、待機用の車両をあわぎんホール側敷地に停車できるようにするなど、新ホール、あわぎんホールの両施設が隣接する特性を効果的に活かし連動性を持たせることで、様々な利用者ニーズに応える計画とすること。

(2) 県都のにぎわいづくりへの寄与

- ・ 事業対象地は、徳島市のシンボルである「眉山」の麓に位置し、新町川と助任川に囲まれた通称「ひょうたん島」と呼ばれる中州の中にあり、眉山から徳島駅にかけて、東西・南北に人が行き交う徳島市のにぎわいの中心に位置している。また、都市公園である藍場浜公園（新町川公園）の一部として、長年多くの県民に親しまれてきた。これらを踏まえ、藍場浜公園、新町川などの周辺景観との一体性を図りながら、徳島駅周辺のにぎわい創出や徳島駅を中心とする回遊性向上など、県都のにぎわいづくりに寄与する施設として計画すること。
- ・ 鑑賞する人、公演する人、活動する人、くつろぎに来る人など、公演や鑑賞はもとより、多様な目的で新ホールに足を運ぶことができる魅力的な空間を目指しており、大ホール、リハーサル室、楽屋、多目的スタジオ、活動室、共用ロビーなどの各諸室については、想定される動線に十分配慮しながら適切に配置すること。

(3) 工期短縮、コスト縮減等

- ・ 県民による1日も早い新ホール整備を願う声を踏まえ、早期開館につながるよう、事業者の持つ独自技術やノウハウを効果的に活用し、大胆な工期短縮及び建設コスト縮減の提案を行うこと。なお、これらの提案に当たっては、工期短縮日数及びコスト縮減額を、根拠を持って具体的に示すこと。
- ・ 将来にわたり長く利用する施設として、安心・安全に利用するために必要な経費を中長期的に捉え、高耐久・長寿命な材料や、省エネ性能が高い設備機器の採用、更新しやすい仕様にするなど、ラ

ライフサイクルコスト低減に配慮した計画とすること。

- ・ 子供から高齢者まで幅広い世代の人々や、障がい者、体の不自由な方、外国人など誰もが気軽に来館し、芸術文化に親しむことができる施設とするため、ユニバーサルデザインへ配慮するとともに、防災、環境などにも十分配慮した計画とすること。

2 敷地に関する基本要件

(1) 敷地の利用計画

(建築物の配置に関する全体方針) 【参考資料 1、2、4、10】

- ・ 県では、藍場浜公園西エリアにおける新ホールの施設規模や機能等の具体化を図るため、「新ホール整備候補地調査」を実施した。参考資料として、同調査における調査モデルプラン（参考資料 10）を添付するが、同プランにおいては、複数の配置パターンを検討した上で、国道 192 号及び市道 00365（南出来島本線）の 2 方面からの円滑な搬出入車両の動線確保に加え、徳島駅側方面に施設の顔であるエントランスを向けられること、諸室の合理的かつ機能的な配置などのメリットを踏まえて諸室を配置している。
- ・ 提案に当たり、諸室の配置、面積等は、同プランの内容に拘束されるものではないが、円滑な搬出入車両の動線確保などのメリットを踏まえ、大ホールの搬入口は、対象エリアの北西側（あわぎんホール側）の 1 階に配置することとし、同一階の近接した位置に舞台を設けること。
- ・ 新ホールの延べ面積は、建設コストに加え、将来のランニングコストの低減も見据え、概ね 12,000 m²以下で設計をまとめること。なお、この面積は上限の目安であり、本書で示す仕様を満たす場合、延べ面積を大幅に縮減する提案は妨げない。
- ・ 事業対象地は、都市公園区域内に位置しており、既存公園施設の建築面積については、【参考資料 4】のとおりである。都市公園に基づく建ぺい率の上限については、「第 2 章 2 敷地条件」のとおりであるが、当該建ぺい率を超える提案は妨げない。（当該建ぺい率を超える場合は、県において所要の手続きを行う予定。）また、建設業務の実施に当たり、都市公園法に基づく占用許可手続きが必要となる場合があるので、事前に公園管理者と協議を行うこと。
- ・ 事業対象地内に設置されている既存建築物・工作物等（公園トイレ、噴水等）については、事業者において撤去をすること。なお、石碑等について、藍場浜公園内で移設をする場合は、本工事内で事業者が行うこととし、移設場所等については、県との協議によるものとする。
- ・ 現在、県民の憩いの場として利用されている公園機能に配慮して、日常的に休息や散歩などの利用ができるよう、新ホールの屋上空間等のオープンスペースを活用し、既存公園の代替機能を有する空間として、藍場浜公園全体で親和性、一体性に配慮した提案をすること。なお、当該空間の詳細な仕様については、県との協議によるものとし、設計において、提案内容から変更となる可能性があることに留意すること。

- ・ 新ホールと藍場浜公園東エリアとの円滑な動線及び大規模地震発生時における浸水エリアからの避難経路の確保が望まれ、県において、事業対象地と藍場浜公園東エリアとの間に立体横断施設整備の必要性を検討していることから、当該立体横断施設の有無が建物の使用に影響しない計画とした上で、幅 6 m 以上の立体横断施設が新ホールの 2 階レベルで「交流・にぎわい創出エリア」と直結する計画を提案すること。また、当該立体横断施設は、市道 00250（春日橋通り線）を跨ぐため、計画に当たっては建築限界の基準（4.5m）を遵守すること。ただし、立体横断施設の整備は不確定な条件であることから、設計において、提案内容から変更となる可能性があることに留意すること。なお、立体横断施設の計画にあたり、藍場浜公園東エリアの既存施設（スロープ、既存複合遊具等）の撤去・改修を含む提案は妨げない。また、立体横断施設の整備及び既存施設の撤去・改修に係る費用については、参考見積価格には含めないものとする。

（埋蔵文化財）

- ・ 事業対象地は、文化財保護法で定める埋蔵文化財包蔵地に該当しているが、令和 6 年 3 月に地下試掘調査を実施した結果、近・現代に大部分が攪乱されており、遺構、遺物は確認されなかったことから、発掘本調査は不要となる。
- ・ なお、地下駐車場の基礎杭や構造物が無いと考えられる部分については、掘削を伴う工事の実施時に、県文化資源活用課職員が立会する予定である。

（インフラ整備）

- ・ インフラ（上下水道、電気、ガス、通信）の引き込み及び接続計画は、要求水準を参照の上、県及び各インフラ事業者と協議の上進めること。
- ・ インフラのうち、電気及び通信については、国道 192 号の歩道に埋設されている既設キャブに格納されている。当該キャブのうち、トラフ部分の設計荷重は、T-14 であるため、国道 192 号に面して大型の搬出入車両（11t ガルウイングトラックなど。以下、「大型車両」という。）の出入口を設ける際には、既設キャブの改修が必要となることに留意すること。なお、改修に当たっては、工法等について事前に道路管理者と協議すること。また、当該改修に係る費用については、参考見積価格に含めるものとする。

（地盤の状況）【参考資料 5】

- ・ 地盤の状況は、地質調査データ（参考資料 5）を参考にするものとし、設計における前提条件として扱うこと。
- ・ 既存の地質調査においては、地下駐車場内の調査を行っていないことから、必要に応じ、当該部分の地質調査を実施し、設計に反映すること。ただし、質問及び回答、個別対話を経て、事業者が実施する業務から除き、県において別途実施する可能性がある。

- ・ 事業対象地の設計 GL は、周辺道路等からの円滑なアクセス、新町川の潮位、災害時における浸水対策等を考慮し、適切に設定すること。

(地下駐車場の解体) 【参考資料 1、6】

- ・ 事業対象地の地下には、地下駐車場のうち「藍場町地下駐車場 第 1」(以下「第 1 駐車場」という。))が残置されており、当該駐車場は、藍場浜公園東エリアの地下にある「藍場町地下駐車場 第 2」(以下「第 2 駐車場」という。))と地下連絡通路で接続され、これら地下駐車場全体の「電気室、発電機室、泡消火室及びポンプ室」(以下「地下設備」という。))は、第 1 駐車場内に設置されている。

①解体他業務等を本事業に含める場合

- ・ 第 1 駐車場及び地下連絡通路の全ての地下工作物(既存杭を含む)は撤去対象であるが、周辺への影響などの検討を行い、県環境指導課と協議の上、廃棄物処理法に基づく有用性が認められる場合は、全て撤去する必要はない。
- ・ 地下工作物の残置については、工期短縮、コスト縮減、資源の有効活用、解体に伴う廃棄物の発生や騒音・振動などの環境負荷の低減などに有効であることを踏まえ、本設利用、仮設利用等について提案することを妨げない。
- ・ 地下工作物の残置の提案を行う場合は、全て撤去する場合のコスト及び工期を示した上で、残置の提案によりコスト及び工期がどの程度削減できるかを具体的に示すこと。(提案時参考見積書には、全て撤去する場合の金額を記載すること。)また、当該提案が技術的に実現可能であることを、第三者の評価など、根拠をもって示すこと。なお、設計における詳細検討の結果、提案内容が履行できない場合も、応募要項 14(9)の「技術提案書不履行」には該当しないものとみなす。
- ・ 地下工作物の解体撤去に当たって、地下設備等の撤去が必要となる場合(第 1 駐車場に残置する提案も可能)は、第 2 駐車場の機能維持に必要な地下設備等を、第 2 駐車場内又は藍場浜公園東エリア地上部分に移設又は新設すること。なお、設置場所については、県と協議の上決定することとし、各設備の切り回しに当たっては、第 2 駐車場の営業への影響が最小限となるよう配慮すること。

②解体他業務等を本事業に含めない場合

- ・ 別途、県で実施する予定の解体他業務等実施の参考とするため、本施設の提案に当たり、想定される地下工作物の解体撤去予定の範囲を含めて提案すること。なお、本事業の実施に当たっては、解体他業務等の受注者と緊密な連携を図ることとし、県及び解体他業務等の受注者との協議により、設計において解体撤去範囲を変更することは妨げない。

(新町川) 【参考資料 1、2】

- ・ 事業対象地が含まれる「ひょうたん島」のエリアは「水都とくしま」の象徴になっており、市が「ひょうたん島川の駅ネットワーク構想」を策定し、船が着き、人が乗降できる栈橋等を備える「川の駅や停留所」の整備等が進められている。これらを踏まえ、新町川の護岸遊歩道への円滑な動線設定や、共用ロビーの位置や眺望、屋外も取り込んだ空間づくりなど、新町川との親和性、一体性に配慮した提案を行うこと。
- ・ 事業対象地の一部が新町川の河川区域に含まれるため、河川区域内で工事を行う場合は、設計段階で河川管理者と協議の上、河川法に基づく手続きを行うこと。
- ・ 河川区域と公園区域との境界の擁壁は、極力現状のまま残置することとし、撤去を行う場合についても、河川管理者と協議の上、現状の高さを確保した代替の擁壁等を設置すること。

(あわぎんホール) 【参考資料 8】

- ・ 新ホール搬入口への大型車両のメイン動線は、国道 192 号側から進入する計画とすること。また、あわぎんホールとの一体利用時などに、市道 00365（南出来島本線）からも大型車両が進入する経路を確保するため、あわぎんホール敷地の一部についても外構工事として、舗装等の必要な整備をすること。整備する範囲及び内容については提案によるが、その詳細については、設計時に、県と協議して決定していくものとする。なお、植栽の一部やあわぎんホールの旧喫茶コーナーに付属する外階段等を撤去する提案は妨げない。
- ・ 出演者や主催者スタッフなどが、雨に濡れずに新ホールとあわぎんホールの間を移動できるよう、大型車両の通行に支障とならない形で、両ホール間に屋根付き通路を設けること。また、徳島駅や藍場浜公園東エリア方面から新ホール敷地内を経由して、あわぎんホールに移動する施設利用者が、可能な限り雨に濡れずに移動できる動線にも配慮すること。なお、あわぎんホールと新ホールについては、建築基準法上、「一の建築物」とならないよう計画すること。
- ・ 本工事期間中、あわぎんホールの稼働への影響を最小限に抑えるよう、環境対策（騒音、振動、粉じん）及び安全対策（施設利用者の動線確保等）に特段の配慮を行うこと。

(2) 動線計画

- ・ 事業対象地に対し、本施設を機能的な動線計画となるよう配置すること。
- ・ 自家用車、徳島駅、バス利用者など、幅広いアクセス方法に十分配慮した動線計画とすること。
- ・ 藍場浜公園東エリアや新町川の護岸遊歩道などからの歩行者の動線にも配慮すること。
- ・ 車両と利用者の動線は可能な限り分離させるものとし、十分な安全対策を施すこと。
- ・ 車両出入口の位置及び形状については、道路管理者及び警察との協議の上決定することに留意すること。

- ・ 事業対象地に含まれる市道 5902（藍場・船場歩線、幅員 1.9m）について、当該市道区域を含む提案を妨げないが、徳島市と協議の上、機能復旧を行うこと。
- ・ テレビ中継車が駐車時に、事業対象地内の他の通行等により影響を受けないよう配慮すること。
- ・ 障がい者等の一時的な乗降のために、車両が事業対象地に寄りつける計画とすること。

3 県都のまちづくりに資する提案

本施設の整備に併せ、事業対象地及び藍場浜公園東エリアの一部を含む範囲について、本事業との相乗効果を高める機能を持ち、今後の県都のにぎわいづくりに資する施設の整備・運営等を行う提案（事業者自らの責任及び負担により実施するものに限る）をすることができる。なお、提案に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 公園内の既存施設・構造物の撤去・改修を含む提案や、建築物の新築を含む提案は妨げない。ただし、現在、藍場浜公園東エリアを会場として開催されている阿波おどりや、各種イベントの開催、及び地下駐車場の利用に支障がないよう配慮すること。なお、当該提案については、今後のまちづくりを進める上で参考とするものであるが、現時点で、事業化を確約するものではない。
- ・ 集客力の高い収益施設（カフェ等）については、ホール施設の特性として、公演の有無や、施設の休館、メンテナンスなどに影響されやすいことにも考慮すること。
- ・ 現在、隣接する藍場浜公園東エリアにおいて、「都市公園における官民連携事業化検討に向けたサウンディング型市場調査」を行っていることから、参考資料 11 として、当該調査の公募資料を示す。

4 施設整備の基本要件

下記のとおり、本施設における施設整備の基本要件を示す。

なお、施設の機能向上等につながる提案や、維持管理・施設運営等の視点を踏まえた施設の最適化に資する提案等については、本書に定める仕様に関わらず提案できるものとし、優先交渉権者決定後に、交渉・協議を経て内容を変更する可能性がある。

また、上記提案については、「藍場浜公園西エリアにおける新ホール早期整備プラン」における「第 5 施設整備計画」の「2 施設の構成（エリア）と機能」、「3 各種設備」、「4 施設整備における留意事項」等に記載する内容と齟齬がない範囲内で行うことができるものとし、公募型プロポーザルにおける提案時参考見積書の作成にあたっては、必ずしもすべての提案が採用されるわけではないことに留意すること。

(1) 建築計画に関する基本要件

① 平面・動線計画

- ・ 各諸室の特性を把握し、機能性、利便性に配慮した平面計画とすること。
- ・ 観客、出演者、主催者、搬出入関係者、職員など、施設利用者の属性に応じて、それぞれが利用しやすい配置及び交錯しない動線計画とすること。特に、舞台裏において、出演者の動線と搬出入動線が可能な限り交錯しないように計画をすること。
- ・ 「大ホール・リハーサル室間」、「大ホール・多目的スタジオ間」、「リハーサル室・多目的スタジオ間」など、室利用時の音や振動が、同時利用に支障となるようなレベルで他の諸室に伝搬することのない配置及び構造とすること。
- ・ 諸室の配置においては、最小限のランニングコストと人員で施設運営ができるよう配慮した計画とするとともに、文化創造エリアの各室は、複数の部屋の同時利用なども見据え、できるだけまとまった配置とし、使いやすいゾーニングとなるよう配慮すること。
- ・ 施設内動線は、すべての施設利用者が安全かつ円滑に移動できるよう配慮すること。特に、大ホール、多目的スタジオなど大勢の利用客が集中するエリアは、緊急時の避難がスムーズに行えるよう十分に配慮すること。
- ・ 各機能のゾーニング、利用形態を踏まえた位置に適切な台数・仕様のエレベーター等を計画すること。
- ・ 大ホールの客席を複層とする場合は、チケットもぎりを行うホワイエの階から、客席のある各階に向けて観客用のエレベーター等を設置すること。特に、各階にストレッチャーがアクセスすることができるエレベーター配置も考慮した計画とすること。
- ・ 公演利用も想定する多目的スタジオについて、1階以外に配置する場合は、一般観客が利用する昇降機設備とは別に、昇降機設備（舞台道具等の搬入や、出演者の移動による利用を想定）を計画すること。

② 断面計画

- ・ 各諸室の特性を踏まえた、利便性に配慮した機能的な階層構成とすること。
- ・ 諸室の特性に応じて、快適性や合理性を備えた階高設定、断面計画とすること。
- ・ 大ホールの舞台及び搬入口については、1階に配置すること。
- ・ 大ホールのフライタワー部分においては、音響反射板の設置、格納に障害とならない幕類（オペラカーテン含む）等の格納スペースや、すのこ空間の作業スペースの高さを適切に設けること。

③ 外観・立面計画

- ・ 新町川や藍場浜公園など、周辺の環境と親和性がある外観・立面計画とすること。なお、事業対象地は、「徳島市景観計画」に定める「重要な景観形成地域」の「水辺景観（ひょうたん島沿岸周辺）」に設定されているため、徳島市と協議を行い、景観形成基準に沿ったものとするとともに、新町川・助任川などを周遊する遊覧船の航路になっていることを踏まえ、新町川から見た外観・立面計画にも配慮すること。
- ・ 本施設の高さ・形状については、周辺地域との関係に配慮し、日影の影響の軽減に極力努めること。

④ 外装計画

- ・ 外壁及び外装は、ホール等の室内外への十分な断熱・遮音対策を行うこと。
- ・ 西日や舞台おろし（コールドドラフト）対策など室内環境への影響に配慮した計画とすること。
- ・ 将来にわたり、補修等のメンテナンスに関するコスト負担を抑える外装計画とすること。

⑤ 内装計画

- ・ 内装仕上は、素材感や色あいの工夫など、空間特性にふさわしい計画とし、場所に応じて居心地のよい雰囲気・イメージづくりに努めること。
- ・ 仕上材は、各機能、諸室の用途や特性、使用頻度等に応じた計画とし、美観や維持管理面に配慮した適切な材料を選定すること。
- ・ 人が触れる範囲の仕上材については特に留意し、傷や凹みのしにくい材料や、定期的な修繕のしやすい汎用性のある材料を用いるなどの配慮を行うこと。
- ・ 使用材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物などの化学物質を含むものを極力避け、環境面や改修時への対応にも配慮すること。
- ・ 廊下、階段、スロープ等の床材には、スリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行うこと。
- ・ 大道具等の重量物の運搬が想定される経路となる廊下、階段は壁面の出隅等にコーナーガード等の破損防止の措置を行うとともに、壁面に台車ガード等を設けること。
- ・ 天井等の室内上部に設置する設備について、落下防止など十分な安全対策を行うこと。
- ・ 「徳島県県産材利用促進条例」などにに基づき、仕上材等に県産材を可能な限り活用すること。また、県内の伝統工芸等を内装やデザインに取り込むことを検討すること。
- ・ 自然採光を取り入れられるよう、適切に開口部を設けること。

⑥ サイン計画

- ・ 主要なサインで表示する言語は、4ヵ国語(日本語、英語、中国語、韓国語)を基本とすること。
- ・ サイン計画全般として、利用者が理解しやすいユニバーサルデザインを採用した計画とすること。
- ・ 外部の主要動線(国道192号など)から視認できる位置に、施設名称を知らせる館名サインを設置すること。
- ・ 各エリアへの動線の起点となる共用ロビー等には、施設の全体構成を示すフロア案内サイン等を設置すること。また、エントランスから管理事務所へ誘導するための音声サインの導入も計画すること。
- ・ 施設内の諸室やトイレ等に利用者を案内する誘導サインを、共用ロビーや廊下等の主要な部分に設置すること。
- ・ トイレや階段、エレベーターなどのサインは、誰が見ても分かるように、ピストグラムや色分けなどデザインの工夫を行うこと。
- ・ 各室の入口等に室名サインを設置すること。必要に応じて「使用中」の表示や、「関係者以外立入禁止」等を明示すること。また、増設や取替えが容易にできるよう配慮すること。

⑦ 環境配慮計画

- ・ 廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の再利用、再生利用も促進し、建設工事においてもリサイクル資材の活用に配慮すること。
- ・ ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化に向け、一次エネルギー消費量の削減に努めた設備計画とするなど、適切な省エネ手法を用いた計画とすること。
- ・ 日影や風害による歩行者や周辺地域への影響に配慮すること。
- ・ 本施設から日光の反射による周辺地域への影響に配慮すること。
- ・ 周辺環境に十分配慮し、設備機器から日常的に発生する騒音、振動などを低減する計画とすること。
- ・ 地下駐車場の地下工作物を残置する場合は、必要に応じて、事前に県環境指導課と協議すること。

⑧ 防災安全計画

- ・ 地形、地質、気象等の自然的条件による災害を防ぐため、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保すること。

- ・ 施設機能に支障をきたすことのないよう浸水対策を講じること。特に、地下階等を設ける場合は、浸水・冠水を防ぐための十分な対策を行うこと。
- ・ 多数の利用者を安全に避難誘導できる動線計画とすること。
- ・ 「津波災害時の一時避難場所」や「大規模な一般災害時及び地震災害時の避難所」等として活用できる計画とすること。なお、現時点では、浸水想定より上部に配置される活動室やホワイエ等のスペースを想定している。（事業対象地の浸水想定は、参考資料7を参考にすること。）
- ・ 不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難の観点から安全管理に配慮した計画とすること。
- ・ 緊急車両の寄り付きや消火・救助活動が円滑にできる計画とすること。
- ・ 階段、吹抜、屋上等については、落下防止に配慮した計画とすること。
- ・ 建具等ガラスについては、自然災害や不慮の事故等によるガラス破損時の飛散・落下による危険防止に配慮した計画とすること。

⑨ ユニバーサルデザイン

- ・ 「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」を遵守すること。
- ・ 「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、原則として、バリアフリースイレを各階毎（職員等の特定の者のみが利用する階は除く。）に1カ所以上配置すること。
- ・ 各室の扉は機能に支障のない範囲で引戸を採用するなど、誰もが利用しやすいものとする。また、車椅子利用者などにも配慮し適切に自動ドアを設けること。なお、車椅子利用者等の出入りのための扉の有効開口幅は1.2m以上とすること。
- ・ ガラス壁面などの場合には、衝突防止など安全への配慮を十分に行うこと。
- ・ 災害などの緊急避難時に、聴覚障がいがある人に視覚情報の表示で誘導できる措置を行うこと。
- ・ 点状ブロックの敷設等、視覚障がいがある人を誘導できる措置を行うこと。
- ・ 高齢者や車椅子使用者が円滑に移動できるよう配慮すること。

⑩ ライフサイクルコストの低減

- ・ 施設の長寿命化を図る計画とすること。

- ・ 建設コストだけでなく、維持管理費、将来的な改修費等のランニングコストも考慮し、トータルでコストの低減を図る計画とすること。また、「徳島県県有施設長寿命化計画（庁舎等公用・公共施設）」では、県有施設（公の施設等）における目標使用年数は65年としており、更新頻度の高い舞台設備をはじめ、建物や設備等のコストの低減においては、本事業の事業期間（15年間程度）のみならず、それ以降の期間におけるランニングコストも踏まえて、最適な提案を行うこと。
- ・ 設備更新の搬入経路の確保など、建築及び設備の更新、修繕を容易に行える計画とすること。
- ・ 自然エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用などにより、維持管理費の節減を考慮すること。
- ・ 漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上げ材の剥離、膨れ、乾湿の繰り返しによる不具合、結露に伴う仕上げ材の損傷等が生じがたい計画とするとともに、修理が容易な計画とすること。
- ・ 耐久性や信頼性の高い材料や設備を採用するなど、維持管理費の低減につながるものとする。

(2) 構造計画に関する基本要件

① 耐震性能

- ・ 「徳島県県有施設総合耐震計画基準」に基づく耐震安全性の分類として、構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：A類、建築設備：乙類以上の耐震性能を有する計画とすること。

② 構造計画

- ・ 建物は、質の高い音響空間の実現や、高い文化ホール機能の確保を前提とした上で、建築・空間計画と整合したバランスのよい合理的な架構形式、部材を選定すること。
- ・ 基礎構造は、事業対象地の地盤特性を踏まえた適切な工法・基礎形式とし、地盤沈下や液状化等の影響がないよう配慮すること。
- ・ 荷重条件に対して、十分な耐用性を備えた構造とすること。

③ 耐久性能

- ・ 躯体に鉄筋コンクリートを使用する場合の耐久性能は、建築工事標準仕様書/同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）に定める計画供用期間において「標準(大規模補修不要期間 65年)」以上の耐久性能を確保すること。

④ 騒音・振動対策

- ・ 事業対象地に隣接して幹線道路が隣接していることや、藍場浜公園内でイベントが行われることなどを考慮し、外部からの振動や音の影響を受けないよう十分な対策を講じた施設とすること。
- ・ 大ホール、リハーサル室、多目的スタジオ、共用ロビー等の大音量や振動を伴う利用により、他の諸室へ影響を与えないよう、構造的にも十分な防音・防振対策を講じた施設とすること。

⑤ 安全の確認

- ・ 建築基準法施行令第 138 条の工作物のほか、非構造部材及び手すり、建具、山留め、乗り入れ構台についても安全性を確認すること。

(3) 設備計画に関する基本要件

① 一般事項

- ・ 更新性、メンテナンス性に配慮した維持管理しやすい計画とすること。
- ・ 雨がかり等により安全性、耐久性を損なうおそれがある機器など、屋外設置を推奨されていない設備機器は、原則として屋内設置とすること。
- ・ 風水害、落雷、断水、停電及び火災等の災害を考慮して計画すること。
- ・ 原則として、トイレ、給湯器使用室等の水を使用する部屋の直下には、電気室、機械室を計画しないこと。
- ・ 太陽光、風力などの自然エネルギーの活用といった環境配慮型設備の利用に配慮すること。
- ・ 雨水の管路を建物基礎の下部に設置したり、地下階を貫通させたりしないこと。
- ・ 大ホール、多目的スタジオ等の NC 値の要求水準を遵守するとともに、施設全体として各室の運用時の静けさに配慮すること。なお、NC 値の測定は、空調設備稼働させ、電気や舞台設備の主幹を起動させた状態で測定するものとする。
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針に基づきダクト・配管等の耐震施工を行うとともに、設備機器の転倒防止・落下防止対策を万全に行うこと。
- ・ 電気系の機械室等は、2 階以上へ設置するなど、津波等による浸水被害への対策を講じること。

② 電気設備

(ア) 電灯設備

- ・ 各諸室の利用形態・空間に応じた適切な照明計画とするとともに、自然採光も有効活用しながら計画すること。特に、大ホール、多目的スタジオ内に設置する照明については、0～100%調光ができるようにするなど、様々な利用形態に対し十分な配慮を行うこと。
- ・ 照明器具等は、汎用品を使用し、交換・清掃がしやすいよう工夫すること。
- ・ 高所に設ける器具は、容易に維持管理できる構造とすること。
- ・ 非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関連法令に基づき設置すること。
- ・ 外壁面に外灯を設置する場合は、原則、外構に設置し、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ・ 大ホール舞台及び客席空間、多目的スタジオなどの公演利用が行われる諸室に設置する各種誘導灯は、消防協議を行い、消灯及び客席照明と連動した点滅が行える仕様とすること。
- ・ 機能に応じた灯具の演色性に配慮すること。
- ・ 共用ロビー、階段、廊下等の共用部、大ホールホワイエの照明については、管理事務室において一括管理できるようにすること。
- ・ 照明は、原則 LED 照明とすること。ただし、大ホールの舞台照明設備などはこの限りではない。

(イ) 動力設備

- ・ 各空調機、ポンプ類等の動力機器の制御盤を整備し、当該制御盤は、原則として機械室に設置すること。
- ・ 大ホール舞台内においては、公演時に持込動力機器類を使用できるよう、各所に持込動力電源盤を設けること。

(ウ) 受変電設備

- ・ 受電方式は、提案に基づき適切な方式とすること。
- ・ 電気負荷容量は、大規模な興行公演や、各諸室の OA 機器や舞台設備等の同時利用でも支障のないよう設定すること。また、ホールの電気容量については、大規模な公演時に持ち込まれる演出機器（照明、音響、映像）にも十分に対応できる容量を確保すること。
- ・ 電気室は、保守性や将来の設備増設及び更新に配慮した計画とすること。
- ・ 受変電設備を経由して舞台音響設備にノイズ等の影響を及ぼさないよう、変圧器を適宜分割すること。

(エ) 発電設備

- ・ 各関連法令に基づく予備電源装置として設けること。
- ・ 浸水時に機能するように設置すること。
- ・ エンジン方式は、設置場所・運転時間等を考慮し選定し、運転時間は、長時間型とすること。
- ・ 災害時は、負荷を制限して3日間運転可能とすることとし、災害時に想定する負荷は、避難スペース（活動室、ホワイエなどを想定）で一時的な受け入れに十分対応できるものとして、電灯・電源負荷等を想定すること。

(オ) 避雷設備

- ・ 計画建物の高さが20mを超える場合は、建築基準法に基づき設置すること。
- ・ 建築物等の保護仕様について、外部雷保護、内部雷保護の採用は提案によることとする。

(カ) 電話設備

- ・ 管理事務室で外線電話を利用できるものとし、必要な配線等を行うこと。
- ・ 建物内各室（管理事務室、大ホールの袖舞台及び各楽屋、リハーサル室、多目的スタジオ、活動室等）で内線電話が利用できるものとし、必要な配線及び内線電話機の取付等を行うこと。
- ・ 内線電話については、管理の利便性に配慮し、適宜ワイヤレス機器等を導入すること。
- ・ 携帯電話については、主要キャリアの機種が施設内で十分受信可能な状況となるよう、アンテナの設置等を適宜行うこと。

(キ) 情報設備（有線 LAN、無線 LAN）

- ・ 管理事務室では、有線 LAN を利用するために必要な配管・LAN ケーブル等を敷設すること。
- ・ 大ホールの袖舞台、各楽屋、アーティストラウンジ、調光操作室、音響調整室、多目的スタジオ、活動室、共用ロビーなど各所に無線 LAN アクセスポイントを設置するために必要な配管を敷設すること。

(ク) 放送設備

- ・ 消防法に定める非常放送設備を設置すること。
- ・ 大ホール、リハーサル室、多目的スタジオの舞台音響用電源盤には、カットリレーを設け、非常放送設備からの信号が発出されるとスピーカーからの出力がオフになるように計画すること。

(ケ) テレビ共同受信設備

- ・ 主要諸室にケーブルテレビ放送による受信設備を設けること。

(コ) テレビ電波障害防除施設

- ・ テレビ電波障害調査を実施し、本事業の建設業務に伴い、テレビ電波障害が近隣に発生した場合は、本事業にてテレビ電波障害防除施設を設けること。

(サ) 配電線路・通信線路設備

- ・ 電力及び電話回線の引込み及び外構に供する配管配線設置を行うこと。

(シ) コンセント設備

- ・ 建築設備設計基準及び室の用途に応じて、余裕を持った容量で、必要となるコンセント数を設置すること。
- ・ 1箇所につき2口を基本とし、原則各諸室には4箇所以上を設置すること。廊下・階段にも、円滑に清掃が行えるようコンセントを適切に設置すること。
- ・ 楽屋化粧前コンセント、舞台内コンセントは同時利用が行えるよう、単独回路で構成すること。
- ・ 外構部（建物外壁部も含む）には、維持管理上必要な電源を適切に確保すること。
- ・ 大ホールホワイエにおいて、もぎり前に、電子チケットの読み取り機等の充電に使用できるコンセントを置くなど、必要なコンセントを適宜設けること。
- ・ 大ホール客席内の車椅子用の席にコンセントを設けること。
- ・ 搬入口に電気自動車（搬入トラックを含む）充電用のコンセントを設けること。

(ス) 緊急通報設備

- ・ トイレの便房には、利用者に異常が生じた時のために、その事実を外部に知らせるための設備を設け、迅速な対応が取れるように必要な諸室及び管理事務室に表示盤等を設けること。

(セ) 警備設備

- ・ 各諸室及び外部との出入口は、原則施錠ができるようにするものとし、警備方式等の詳細については、県と協議の上決定すること。

- ・ 管理運営上必要な場所には、防犯カメラ及び録画装置を設けること。
- ・ 大ホール、多目的スタジオ等の舞台運営上必要となる ITV カメラ及びモニターテレビは、舞台連絡設備として舞台音響設備で設けること。

(ソ) 電気時計設備

- ・ 親時計を管理事務室に設け、施設内要所に子時計を設置すること。
- ・ 大ホールの袖舞台や調整室等は、黒地に白表示（デジタル表示）で時刻が分かりやすい静音型の時計とすること。

(タ) その他

- ・ 自動火災報知設備等の消防用設備については、法令の規定に基づいて設置すること。

③ 機械設備

(ア) 空調設備

- ・ 各諸室及び共用部（倉庫や搬入口など利用上室温変化が問題とならない部分を除く。）に設置すること。
- ・ 各諸室の空調設備は、当該室において個別に操作できるものとし、一般空調については、管理事務室内で運転管理できるようにすること。管理事務室内に設けられない場合は、別室にて一括管理することも可とするが、管理事務室との動線に配慮すること。
- ・ 省エネルギー、室内環境に考慮し、居住域空調を前提とした最適な空調システムを採用すること。
- ・ 大ホールの袖舞台において、客席空調と舞台を個別に空調設備の発停操作ができるようにすること。
- ・ 各室の用途に合わせて、熱源機器は、高効率な仕様・機器を採用すること。
- ・ 騒音、振動、排ガス及び排熱などについて建物内及び近隣に対して公害源とならないよう配置に留意し、必要な防振、防音等の措置を講じること。
- ・ 空調設備のインバータ制御による高調波ノイズによって舞台音響設備等に影響が出ないように十分に対策を講じること。
- ・ 雨天時の高い湿度や内外部の寒暖差による結露などから、居心地の良い室内環境や備品等の保護に有効な温湿度管理が行える設備を設けること。

- ・ 大ホール舞台内に演出で使用するスモーク等の排気設備を設け、下手側の袖舞台に操作スイッチを設けること。

(イ) 衛生設備

- ・ 清掃等維持管理を十分考慮して機器を選定すること。
- ・ 大便器は洋便器を基本とし、温水洗浄便座で擬音装置を有するものとする。
- ・ 高齢者や障がい者、体の不自由な方、幼児にも使い易い器具を採用し、節水型の機器を選定すること。
- ・ 洗面所・手洗い等の水栓は電源式の自動水栓とし、適温給湯が可能なものとする。ただし、停電時を考慮し、施設スタッフ用等は、一部電源式としないものとする。
- ・ トイレの洗面台・小便器には、傘・杖掛けを設置すること。
- ・ 小便器は、感知式フラッシュバルブとすること。
- ・ 便房の装備等に応じコンセントを適切に設置すること。
- ・ 観客や出演者などの施設利用者が使用する全てのトイレの洗面所にはハンドドライヤーを備えること。なお、静音型の機器の導入や設置位置など、騒音には配慮をすること。
- ・ 原則として、各トイレには、清掃用具入れを設けること。
- ・ 原則として、各階毎（職員等特定の者のみが利用する階は除く。）に1カ所以上にバリアフリートイレを設けること。なお、オストメイト用設備を大ホールホワイエ及び共用ロビーのバリアフリートイレに、大人用折り畳みベッドを共用ロビーのバリアフリートイレに設けること。

(ウ) 給水設備

- ・ 休憩時間等に多量の水を使用するため、安定的に供給できる給水方式を選定のうえ、円滑な利用ができるよう適切な給水設備を設置すること。温水についても同様とすること。
- ・ 受水槽は、震災時にも破損しにくい強度を備えるとともに、緊急遮断弁及び非常用給水栓を設け、災害時に利用できるものとする。
- ・ 大ホール舞台内及び奈落、搬入口の地流しに、給水設備を設けること。

(エ) 排水設備

- ・ 排水方式は、雨水・汚水分流式とし、公共下水道に適切に接続すること。

- ・ 大ホール舞台内及び奈落、搬入口の地流しに、排水設備を設けること。

(オ) 給湯設備

- ・ 施設内の必要箇所については、水栓に給湯設備を設置すること。
- ・ 洗面器は、電気温水器を可とし、給湯を多量使用する箇所は、ガス式給湯器を設置すること。
- ・ 楽屋の給湯設備は、同時使用を考慮し十分な容量を確保すること。

(カ) 都市ガス設備

- ・ 都市ガス設備を設置し、ガス式給湯器等に供給すること。

(キ) 昇降機設備

- ・ 多数の利用者の昇降やユニバーサルデザインに十分配慮し、適切な昇降機設備を計画すること。
- ・ 必要に応じて、楽器や舞台備品などの運搬に対応したかご寸法及び積載荷重を備えたエレベーターを計画すること。
- ・ 管理事務室に運転監視盤及びエレベーター用インターホンを設置すること。
- ・ 障がい者、高齢者、子どもの利用に配慮した構造とすること。
- ・ 浸水災害などに対応した構造とすること。
- ・ 監視カメラを設置すること。
- ・ 乗用エレベーターは、すべて「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」に対応すること。

(ク) その他

- ・ 排煙設備、消防用設備等などの設備については、それぞれ法令の規定に基づいて設置すること。

(4) 外構に関する基本要件

① 外灯等

- ・ 適宜、外灯を設置し、夜間の通行や、防犯性に配慮した適切な照度を確保すること。
- ・ 外灯は、自動点滅及びタイマー点滅が可能な方式とすること。

- ・ 周辺環境・景観に配慮したデザインとし、夜間照明などは、周辺建物などに対し光害要因とならないような計画とすること。
- ・ 事業対象地は、「ひょうたん島光環境ガイドライン」の「藍と浪漫の散歩道ゾーン」に該当するため、当該ガイドラインの基準に沿った計画とすること。

② 敷地内舗装

- ・ 大型車両の搬出入に必要な動線上の舗装を行うこと。
- ・ 事業対象地内の通路部分は、雨天時においても、歩行者・自転車ともに、滑りにくい仕様とすること。
- ・ 事業対象地内の通路において水溜りなどができないよう、適切な排水処理を施すこと。
- ・ 周辺環境・景観に調和した素材・デザインとすること。ただし、大型車両の通行部は、補修等が容易に行える仕様とすること。

③ 駐車場・駐輪場

- ・ 主催者用駐車場は、楽屋口周辺に、障がい者用の駐車場は、共用ロビー周辺に配置することを基本とし、合計で 10 台以上設けること。
- ・ 施設面積に応じた附置義務台数を定める「徳島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」を遵守するにあたり、上記の台数に加えて必要となる駐車場については、県で別途検討する。
- ・ 事業対象地周辺の駐車場の状況については、参考資料 9 を参照すること。
- ・ 駐輪場については、想定される動線に配慮し、事業対象地内に可能な限り多くの台数のスペースを設けること。また、可能な限り屋根付きとすること。
- ・ 「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」に対応した計画とすること。

④ 敷地の安全対策

- ・ 安全確保のため、適宜、車止め・安全柵等を設けること。

5 整備水準

下表のとおり、本施設における整備水準を示す。

なお、施設整備の基本要件と同様に、施設の機能向上等につながる提案や、維持管理・施設運営等の視点を踏まえた施設の最適化に資する提案等については、本書に定める仕様に関わらず提案できるものとし、優先交渉権者決定後に、交渉・協議を経て内容を変更する可能性がある。

また、上記提案については、「藍場浜公園西エリアにおける新ホール早期整備プラン」における「第5 施設整備計画」の「2 施設の構成（エリア）と機能」、「3 各種設備」等に記載する内容と齟齬がない範囲内で行うことができるものとし、提案時参考見積書の作成にあたっては、必ずしもすべての提案が採用されるわけではないことに留意すること。

(1) 大ホールエリア

エリア区分	大ホールエリア		
部門区分	舞台部門		
用途	・音楽（クラシック、J-POP 等）、オペラ、日本舞踊、バレエ、演劇、能楽、歌舞伎、阿波おどりなど、幅広いジャンルにおける大型の舞台装置や大人数による公演（以下「大型公演等」という。）に対応するホールとして利用する。 ・合唱や演奏会など、県民による文化活動を発表・鑑賞する場として利用する。 ・広域的な規模の会議や講演会等を開催する場として利用する。		
諸室	名称	参考規模（有効寸法）	設置数
	主舞台	幅 10 間×奥行 10 間	1
	袖舞台	幅 20m（上手下手計）×奥行 10 間	1
	奈落	—	1
	舞台技術スタッフ室	8～10 人程度	2
	トイレ	—	適宜
仕様	【主舞台】 ①主舞台は、プロセニウム形式を基本とし、間口・奥行きともに 10 間程度以上とすること。 ②プロセニウムについては、間口は、8～10 間程度、高さは、30～45 尺程度で、建築的に可変できるものとし、一文字幕、袖幕により、間口 6 間、高さ 21 尺程度に縮めることも可能とすること。 ③音響反射板を設置する際に幕地（緞帳、オペラカーテン、袖幕、中割幕、大黒幕、ホリゾン幕等）をたくし上げるなどの作業の必要がないよう、十分な高さのフライタワーを設けること。 ④舞台吊物設備のマシンギャラリーやすのこを設け、作業内スペースを確保するため、すのこは、下段と上段との間に、有効スペースとして 2 m 程度の高さを確保すること。 ⑤舞台での演奏等によって発生する音・振動が、隣室その他の諸室に影響を及ぼすことがないよう、適切な遮音及び振動防止に係る対策を講じること。		

仕様	【袖舞台】 ①主舞台で使用する舞台装置を袖幕の外に移動、格納することができる機能を確保するため、上手及び下手の合計で、少なくとも 20m 以上の幅（袖幕スペース含む）を設け、可能な限り袖舞台の幅を確保すること。なお、動線上の整理ができる場合は、袖舞台の幅を広く確保するため、袖舞台脇の廊下を袖舞台に組み込む提案は妨げない。 ②公演中に演出の妨げとなることなく、出演者等が側舞台の上手と下手を行き来できる動線を確保すること。同一平面上であれば楽屋通路を兼ねることも可能とする。 ③袖舞台の上部には、演出拠点及び照明ブリッジの乗り込みに使用するフライギャラリーを設けること。 ④フライギャラリーやすのこに向け、舞台技術スタッフや、持ち道具等の円滑な動線を確保するため、袖舞台内に専用の縦動線を設けること。 ⑤舞台への出入口には、遮光性に配慮した機能を設けること。 ⑥搬入口から袖舞台に向けて、長尺物の搬出入がスムーズに行えるよう配慮すること。 【奈落】 ①大道具の置き場や、迫りの乗り込み口の設置等を想定し、主舞台の直下に、主舞台と同規模の奈落スペースを設けること。 ②奈落の深さは、舞台の床面から、3.5～4 m 程度の深さとする。 【舞台技術スタッフ室】 ①舞台技術スタッフ室のうち、1 室は、主に主催者関係の乗り込み技術スタッフの控室とし、1 室は、主にホールの舞台技術スタッフの控室として、多目的スタジオ等其他のエリアに容易にアクセスしやすい位置に計画すること。 ②室の規模については、私物を保管するロッカーの配置を想定したスペースの確保をすること。 【舞台吊物機構】 ①主舞台の上部には、幕設備や舞台美術等を吊り込む吊物バトン、照明拠点となる照明ブリッジや照明バトン、音響反射板等で構成された吊物機構設備を設けること。 ②吊物バトンの数については、演出の自由度、安全性、仕込み時間の短縮等を考慮して、その間隔を原則 30cm 程度とし、舞台の奥行きに適したバトン本数をバランス良く設置すること。また、諸幕用バトンとの兼用等の提案により、可能な限り多く同一仕様の吊物バトンを設置すること。 ③幕設備（バトン含む）については、緞帳、オペラカーテン、定式幕（仮設置対応）、暗転幕、一文字幕、袖幕、中割幕、大黒幕、中ホリゾン幕（仮設置対応）、ホリゾン幕、東西幕を設けること。なお、緞帳及び定式幕、中ホリゾン幕は、備品対応とする。 ④照明拠点として、舞台の奥行きに対して適切な台数の照明ブリッジ（2～3 列程度）、サスペンションライトバトン、アッパーホリゾンライトバトン等を配置すること。
----	--

仕様	⑤照明ボタン以外のボタンは、全て同一仕様（電動巻取式、積載荷重 1t 以上、昇降速度可変（最高速度 90m/分とし、その 1/100 まで制御可能）、レベル設定・表示機能付、同期運転可、積載表示機能付）とすること。 ⑥プロセニウムに並行して、客席最前部上部に客席サスペンションライトボタンを設けるとともに、持込スピーカーを設置するトラス（仮設置）を吊り込むことができる機能を設けること。 ⑦舞台機構操作卓は、舞台下手袖で操作を行うことを基本とし、移動型操作卓による操作を可能とするため、接続コネクターボックスは、舞台上手袖にも計画すること。 ⑧操作上支障のないように、機器の作動状況や各種情報を表示する液晶モニターを必要台数計画すること。また、舞台機構操作卓には、舞台の上演状況が確認できる ITV モニターを必要台数計画すること。 ⑨操作機器、インバータのバックアップ機能を設けること。 【音響反射板】 ①安全かつ簡易に設置・収納が可能な電動可動式音響反射板（必要に応じて一部手動も可とする）を設置すること。舞台上空に格納する場合は、分割して格納することを基本とし、プロセニウム間口の内側及びアップパーホリゾンライトから前側には格納しないものとする。 ②音響反射板内の舞台奥行きは、11m程度確保すること。 ③舞台上の生音の響きを全ての客席に届けるため、プロセニアムの高さ以上の天井高を確保するとともに、最適な材質、質量、反射面角度等を検討し、適切な建築音響設計とすること。また、良質な音響環境が実現することを、音響シュミレーション等を活用して、根拠を持って示すこと。 ④演奏者用に、音響反射板の出入扉を上手・下手にそれぞれ 1 箇所設けるとともに、フルコンサートピアノの搬出入用の出入扉を同様に上手・下手それぞれに 1 箇所確保すること。ただし、演奏者用出入扉の一部を兼ねることも可とする。 ⑤演奏者用出入扉には、のぞき窓を設けること。 ⑥正面反射板は、看板ボタンを内蔵したものとする。 【床機構設備】 （大迫り・小迫り） ①大迫りは、幅 30 尺×奥行き 9 尺とすること。 ②小迫りは、幅 9 尺×奥行き 4 尺とし、日本舞踊や歌舞伎の上演に必要な所作台を配置した上で適切な位置に設けること。 ③電動昇降式とし、昇降操作は、袖舞台に設置の操作盤で操作できるものとする。 ④安全性確保のため、落下防止ネットを設置し、乗り込み時の安全確認のためのボタンを迫りの乗り込み位置の近くに設置するとともに、大迫りに昇降手すりを、小迫りに乗り込み口に安全バーを設置すること。 ⑤小迫りの乗り込み口の幅は、複数の出演者が同時に乗り込むことができる幅を確保すること。
----	--

仕様	(オーケストラピット) ①オーケストラピットは、電動昇降式の迫り機構とし、客席前方に設け、70名程度の収容を想定して、100 m²程度を確保すること。 ②演奏面は、降下時において、舞台面から2.4m程度の深さを基本とし、任意の位置で停止できるようにすること。 ③オーケストラピットとして利用しない場合には、客席としての利用や、舞台の一部(前舞台)としての利用が可能となるような構造とすること。 ④仮設の手すりの設置など、安全面に配慮した構造とすること。 ⑤演奏者等の出入りのために、上手・下手にそれぞれ出入口を設け、手持ち楽器を持ち込むことにも配慮した幅、高さを確保すること。 ⑥オーケストラピット迫りの積載荷重は、運転時は、150kg/m²以上、停止時は、500kg/m²以上とすること。 ⑦客席は、移動式のワゴン床として計画し、客席収納ワゴンは、オーケストラピットとの関係性にも配慮して客席の下部等に配置すること。 【舞台照明設備】 ①舞台芸術から古典芸能まで幅広い演目に対応できる設備とすること。また、県民利用や一般的な舞台公演に十分対応できるように、各種スポットライト、効果器、アクセサリー類、ケーブル類等の照明器具は、本工事に含むこと。 ②舞台照明の投光拠点は、舞台内各所に加え、客席空間にフロントサイド、シーリング、フォロー、バルコニー等のスポットライト投光室を設けること。 ③舞台照明は、ハロゲンを主体とする灯体を計画するが、ストリップライトについては、LED灯体を計画する。ただし、将来の全LED化を念頭に置いたシステムを検討すること。 ④舞台照明の調光信号線は、イーサネット+DMXノードを基本とし、様々な機器を接続できる計画とすること。 ⑤調光信号回線は2重化するなど、バックアップ機能も構築すること。 ⑥電源は100Vだけではなく、200V電源をホール内各所に配置し、LEDスポットライト、ムービングライトを含む演出機器に対応できる環境を構築すること。 ⑦外部からの持ち込まれた照明機器等に給電するための持込電源盤を、袖舞台、舞台上部ギャラリー等に配置すること。 ⑧客席後方に仮設操作ブースを設置できるよう、調光信号回線及び電源を設けること。また、プロジェクター設置を想定した電源を用意すること。 ⑨調光操作卓として、十分な調光回路数、インテリジェント機能、ムービングスポット操作機能を備えたデジタル調光卓とし、プリセット卓(フェーダー120×3本程度)を計画すること。 ⑩調光操作卓は、ハードバックアップに対応する構成とすること。 ⑪袖舞台でも簡易な操作が可能なものとする。
----	---

仕様	【舞台音響設備】 ①県民による舞台芸術や音楽の発表会、プロの実演団体による公演、大会・学会など多様な主体による公演に求められる、拡声・再生・録音等の機能を担う舞台音響設備を設けること。 ②舞台音響設備として、固定設備の他に、移動型音響調整卓、録音再生機器、移動型スピーカー、マイク、スタンド類、ケーブル類、小物類を計画すること。 ③光配線等のインフラ部分も含め、ネットワークオーディオによるフルデジタルの舞台音響システムとし、ノイズ混入防止や将来の拡張性に配慮した設備とすること。 ④音響調整卓（デジタルミキサー・サンプリング周波数 96kHz）を導入し、可搬性にも配慮すること。 ⑤プロセニアムスピーカーについては、イマーシブ方式の実現可能なシステムを計画することとし、客席空間の形状、構成に合わせて適切なスピーカープランを構成すること。また、全ての客席に対し明瞭で均質な音を供給することができるよう、メインスピーカーでカバーできない客席については、適宜、補助スピーカーを設置すること。 ⑥客席空間内に効果用スピーカーを仮設置することができる機能を建築とあわせて計画すること。また、音響反射板利用時のアナウンス等でも自然かつ明瞭に聞こえる拡声設備を設置すること。 ⑦舞台下手袖に音響回線の拠点及び舞台袖操作機能をまとめるとともに、舞台内各所にコネクター盤、コンセント盤を適切に配置すること。 ⑧客席中央部の演出家・デザイナー卓設置スペース、客席後方の仮設 PA ブース設置スペースに、音響専用電源及び音響回線、インカム等の連絡回線を整備すること。 ⑨電動三点吊りマイク装置等を設けること。 ⑩オーケストラピット内に、集音用マイク、スピーカー、カメラ、モニターTV、指揮者用連絡回線等の必要な数のコンセントを設けること。 ⑪音響信号線は、様々な機器を接続して使用できる計画とするとともに、配線の二重化、冗長性を確保すること。 ⑫持込機器にも確実に対応することのできる音響専用仮設電源、音響専用の信号線等のインフラ設備を整備すること。 【舞台映像設備】 ①セミナーや講演会で使用する映像投影と、舞台芸術等の公演での映像演出という二つの機能を担う映像設備を設けること。 ②セミナーや講演会時における映像投影は、客席後方に設けられたプロジェクター設置スペースに整備されるプロジェクターを用いて行う計画とし、袖舞台や客席後方の仮設 PA ブースから映像を送出できる計画とすること。 ③舞台芸術の公演時に使用する映像機器に対応するため、舞台内、客席内（客席後方、バルコニー席先端、フロントサイド等）各所に電源及び映像回線を設けること。
----	---

仕様	④観客が鮮明な映像を見ることができるよう、大型スクリーン（400 インチ以上）と高性能で静音性の高い4K 対応のレーザービデオプロジェクターを設置できる計画とする。また、持ち込み機材対応として、8K（EPAD 等）や、舞台裏からのリア打ちでの投影にも対応できるものとする。 ⑤調整室のみならず、袖舞台にも映像架を設けること。 ⑥講演会や舞台芸術公演において、リアルタイムで大ホール以外でも鑑賞できるよう、オンライン配信を見据えたインフラ設備（光配線・10Gbps 対応）を整備すること。 【舞台連絡設備・ITV 設備】 ①舞台連絡設備・ITV 設備として、開演ブザー装置、システム制御パネル、エアモニターマイク装置、トークバック装置、ITV カメラ、各所モニタースピーカー、モニターテレビ、インターカム装置等を設けること。 ②舞台進行系設備として、舞台各所のスタッフ間の連絡を図るため、有線・無線式インターカムシステム等を設置すること。 ③調整室、舞台間にはトークバックマイクを設置し、適宜、トークバックスピーカーを設置すること。 ④舞台運営上必要な位置に、ITV カメラを設けること。特に、舞台正面の ITV カメラは暗視性能を備えたものも設け、必要に応じて、赤外線装置を計画すること。 ⑤舞台用 ITV のうち、演出に影響する映像については、遅延防止に配慮した計画とすること。また、舞台正面カメラ及び客席監視カメラ（上手・下手）については、パン、チルト、フォーカス及びズーム機能を備えること。 ⑥舞台監督卓を設けること。 ⑦客席後方にエアモニターマイクを設け、各所に場内音声を届けることができるように計画すること。 ⑧各楽屋、袖舞台、ホワイエ、リハーサル室、各調整室、管理事務室等に、モニターテレビやスピーカーを設けること。 ⑨出演者が多くなる公演やコンクール等において、リハーサル室や多目的スタジオ等を楽屋利用することも見込み、連絡設備を設置すること。 【中継等への対応】 ①ホールにおけるテレビ中継を想定し、中継車駐車位置から舞台及び客席に至る仮設ケーブルを敷設するための貫通口及びケーブルフックを設けること。また、中継車の駐車位置は、他の車両の通行や施設利用者の妨げにならないよう配慮すること。 ②公演時に電力が不足する場合に備え、外部電源車からの電力供給が可能となる接続設備（ジェネレータからの給電ケーブルの引込口）を設けること。また、外部電源車の駐車位置は、他の車両の通行や施設利用者の妨げにならないよう配慮すること。
----	--

エリア区分	大ホールエリア		
部門区分	客席部門		
用途	・大型のコンサート等に対応するホールとして利用する。 ・合唱や演奏会など、県民による文化活動を発表・鑑賞する場として利用する。 ・広域的な規模の会議や講演会等を開催する場として利用する。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	一般席	1,500 席以上	—
	車椅子用の席	—	—
	立見席・仮設席	—	—
	多目的室（親子室）	—	1 以上
仕様	【客席全般】 ①客席数は、段床を設けた上で、合計 1,500 席以上（車椅子用の席、多目的室（親子室）内の座席含む）で設定すること。 ②上記座席とは別に、客席最後列後ろの空間等を利用し、可能な限り、立見席・仮設席を設けること。 ③騒音評価目標値は、NC-20 以下とすること。 ④残響時間は、満席時で 1.6 秒程度、空席時で 1.8 秒程度とし、残響を抑制した場合には、満席時で 1.0 秒程度、空席時で 1.2 秒程度となるように設定すること。 ⑤800～1,000 席規模のイベントを開催する場合を想定して、客席・動線の配置や、照明設備等の設置に配慮し、空席感を低減する工夫を行うこと。 ⑥舞台から客席後方の仮設 PA ブース、中継・収録用カメラ設置スペースに向けて、観客の移動等に支障が無いように仮設ケーブルを敷設できる機能を設けること。 ⑦客席については、搬入・ホワイエ等の空間とのバランスを考慮して、各階の広さを決めるとともに、大型のコンサート等を鑑賞する場合を想定して、舞台との親和性の高い空間を目指し、距離及び角度に配慮した配置を行うこと。特に、舞台に正対する場所は、視認性を踏まえ千鳥配置とすること。 ⑧法令上求められる箇所だけではなく、それ以外の場所においても、足の悪い方等が円滑に移動できるよう、客席の縦通路部には、可能な限り手すりを設けること。 ⑨2 階席以上にバルコニー席を設ける場合は、その先端部にスポットライト、プロジェクター等の設置を想定した作業床付きの固定バトンを設けること。 ⑩公演中における観客の出入りによって演出が妨げられないことがないよう、全ての客席出入り口には、二重扉として光や音を遮る前室を設けること。 ⑪座席番号と列番号は視認しやすい形状および配置とすること。 ⑫難聴者支援設備を設けるなど、難聴者の鑑賞に対する配慮を行うこと。なお、難聴者支援設備の対象エリアは、可能な限り全席を目指し、少なくとも 1 階席のすべてをカバーすること。 ⑬空調設備は、客席部分で温度分布のムラができないように配慮すること。また、空調設備の作動によるドラフト及び騒音により、舞台上の演出や鑑賞が妨げられないように配慮すること。		

仕様	⑭学会、大会等での利用も見据え、客席の照度は床面で、最大 500 ルクス程度を確保できるものであって、かつ、前室を含む客席エリア内のすべての照明器具は 0～100 %で調光制御できるものとする。 ⑮内装は、音響性能を考慮した仕様とし、音圧分布に極端な偏りが出ないように配慮すること。また、県を代表するホールとして相応しいデザインとすること。 【一般席】 ①固定席は、一席あたりの幅を 520mm 以上、前後の間隔を 950mm 以上とし、背もたれの高さは、後列の観客の鑑賞の妨げにならないよう配慮すること。 ②花道仮設設置スペース及び後方客席の PA ブースを仮設設置するスペースの客席は、着脱移動式とすること。 【車椅子用の席】 ①車椅子席は、令和 7 年 6 月に施行予定の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」等に基づき必要数を設け、利用しない場合は、固定席を置くことができる計画とすること。 ②電動車椅子等の充電に使用可能なコンセントを設けること。 ③車いす利用者が、客席から舞台へ昇降装置等を利用せずに容易にアクセスできる動線を確保すること。 【多目的室（親子室）】 ①親子や公演関係者席、カメラ撮影スペース等に利用可能な室とすること。 ②同時に 2 組の親子が利用可能な計画とすること。なお、複数の部屋に分けることは妨げない。 ③客席の後方等に配置し、直接ホワイエに出入りできる構造とすること。 ④電動車いすでの出入りにも配慮すること。 ⑤高透過ガラスで遮音区画した室とし、ガラス面は、カーテン等により遮蔽できるようにすること。 ⑥区画内の光が客席内に漏れないよう照明を計画すること。 ⑦客席内に漏れないように遮音し、かつ、舞台の音を再現するスピーカーを設置すること。 【仮設花道】 ①歌舞伎、日本舞踊などの多彩な演目で利用できるよう、仮設の花道を設けること。少なくとも脇花道は設けることとし、本花道の設置は、提案による。 ②脇花道は、上手・下手の両側に設け、花道の幅は、1.8m、舞台からの有効距離は、最低 6 m 以上設けること。 ③鳥屋口の形式は提案によるが、鳥屋口内で、衣装を着た出演者 2 人以上が待機できるスペースを設けること。
----	--

エリア区分	大ホールエリア		
部門区分	ホワイエ部門		
用途	・開演前、休憩時間、終演後に観客が交流・休憩する。 ・公演の主催者による物販や、サイン会等に利用する。 ・イベント等での利用も想定する。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	ホワイエ	—	1
	主催者控室	5～8人程度	1
	客席案内係控室	10人程度	1
	備品庫	—	1以上
	トイレ	—	適宜
	バリアフリースペース	—	適宜
仕様	【ホワイエ】 ①開演前や幕間等に観客がくつろげる場とするだけでなく、サイン会やグッズ販売などにも対応したスペースを設けること。 ②ホワイエの入口部分に、ホールの客席規模に合ったもぎりスペースを設けること。 ③ホワイエの一面において、観客への飲み物や軽食の販売や、主催者等の関係者による打上げ時の飲食利用等が行えるように、カウンターや給排水・電源等の設備機能を設けること。 ④舞台の様子や休憩時間等の表示を行うため、各階ホールの出入り口付近等に、大型のモニター（移動型でも可）を設置すること。 ⑤舞台、楽屋エリアからホワイエに通じる動線を設けること。ただし、公演中は、客席からの通り抜けができないように計画すること。 【主催者控室】 ①主催者の作業や休憩のための控室を、ホワイエ周辺に設け、円滑な主催者動線を確保すること。 ②主催者の打ち合わせ用のテーブル・椅子や、利用者ロッカーに収納できない手荷物を一時的に預かることができるスペースを確保すること。 ③ITVモニター、モニタースピーカー、内線電話等の舞台連絡設備を備えること。 【客席案内係控室】 ①客席案内係のための更衣室兼控室を、ホワイエ周辺に設け、円滑な客席案内係の動線を確保すること。 ②ITVモニター、モニタースピーカー、内線電話等の舞台連絡設備を備えること。		

仕様	【備品庫】 ①長机・椅子、ベルトパーティションなど、ホワイエで利用する備品等の収納スペースをホワイエ周辺に設けること。 ②滑りにくく段差のない仕上げとし、傷ついても補修しやすいものとする。
----	---

エリア区分	大ホールエリア		
部門区分	楽屋部門		
用途	・出演者や主催者が、利用者からの影響を受けずに、待機、休憩等を行う場として利用する。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	大楽屋	25 人程度	2
	中楽屋	15 人程度	3
	小楽屋	2 ～ 3 人程度	4
	アーティストラウンジ	—	1
	リハーサル室	180 m ² 程度	1
	楽屋事務所	3 ～ 4 人程度	1
	洗濯・乾燥室	—	1
	シャワー室	—	1
	楽屋倉庫	—	1
	給湯室	—	1
	トイレ	—	適宜
	バリアフリースペース	—	適宜
仕様	【楽屋全般】 ①楽屋の出入り口は、舞台衣裳を着用した出演者や道具の持ち込みに配慮し、幅 1.2 m 以上、高さ 2.3m 以上を確保すること。 ②各楽屋内には、化粧前、鏡、化粧前上部棚、更衣ブース（床を設けた更衣カーテン）、姿見、洗面台、出入口部カーテン、のれん掛け（出入り口扉上部に設置）を設けること。 ③楽屋の構造は、楽屋内での音合わせを想定し、間仕切壁の遮音性能を D-50 以上とすること。 ④仮設の畳の敷き込みにも対応すること。 ⑤換気や採光・遮光等の環境を備え、出演者の居心地にも配慮すること。 ⑥小楽屋、中楽屋、大楽屋のうち、それぞれ 1 室は、車椅子利用者が利用しやすい環境を整備すること。 ⑦楽屋内には、ベース照明、化粧前照明、化粧前コンセント（同時利用が行えるように単独回路とする）、一般用コンセント（LAN 回線含む）、個別空調、給湯・給排水設備等を設けること。 ⑧楽屋エリアの廊下は、出演者が衣裳を置くことや、衣裳を着てすれ違う場合も想定し、幅員 2.5m 以上、天井高 2.5m 以上を確保すること。		

仕様	⑨楽屋エリアの廊下には、楽屋利用者のロッカー設置スペースを設けるとともに、廊下の一部に姿見を設置すること。また、ポット、コーヒーマーカー等が使用できるコンセント等を配置すること。 ⑩ITV モニター、モニタースピーカー、内線電話等の舞台連絡設備を備えること。 【大楽屋】 ①同時に 25 人程度が化粧前を利用できる設備を備えること。 ②仮設の間仕切りを設けることで中楽屋的な使い方もできるようにし、分割利用時に各室で個別調整可能な照明、空調設備とすること。 ③手持ちの楽器置き場やミーティングに利用できる仮設の椅子・長机を設置できるスペースを確保すること。 【中楽屋】 ①同時に 15 人程度が化粧前を利用できる設備を備えること。 ②衣裳部屋等での利用も想定し、少なくとも 1 室は、舞台と同一平面上の近接した位置に配置すること。 ③手持ちの楽器置き場や、ミーティングに利用できる仮設の椅子・長机を設置できるスペースを確保すること。 【小楽屋】 ①専用の化粧前、バスルーム、トイレ、洗面台を設けること。 ②原則として、舞台と同一平面上の近接した位置に配置すること。 ③テーブル、ソファを設置できるスペースを設け、少なくとも 1 室は、アップライトピアノを設置できるスペースも確保すること。 【アーティストラウンジ】 ①出演者同士の歓談、出演者と関係者の打ち合わせ、簡単な飲食など、公演前後の出演者ができるだけ自由にリラックスして過ごすことができる空間として計画すること。 ②アーティストラウンジ内の声や音が舞台に届くことがないように、適切な遮音対策を行うこと。 ③給水・給湯・排水に対応した流し台等の設備を設けること。ただし、楽屋と近接した場所に給湯室がある場合は、兼用することも可とする。 ④自動販売機を設置できるスペース及びコンセントを確保すること。 ⑤出演者への案内等の掲示物を載せる大型のホワイトボード等の設置に配慮すること。 ⑥ITV モニター、モニタースピーカー等の舞台連絡設備を備えること。
----	---

仕様	【リハーサル室】 ①楽屋用途での利用も可能な、大ホールに付随したリハーサル室として計画すること。原則として、楽屋部門に隣接した位置に設け、一般の来館者の目に触れることなく、出演者等が舞台に移動できるものとする。 ②可能な限り、主舞台のアクティングエリアの広さに近い面積、形状とし、少なくとも 180 m²程度のスペースを確保すること。 ③騒音評価目標値は、NC-25 以下とすること。 ④天井の高さは、5 m 程度を確保すること。 ⑤少なくとも 1 面には、姿見（高さ 2.4m 以上）及びバレーバーを設けること。 ⑥適切な床の弾性を確保すること。 ⑦大ホールに付随した利用がない場合には、別途活動室としての貸し出しが可能となるよう、管理の行いやすさや動線に配慮するとともに、大ホールとの遮音性能に配慮した配置とすること。 【楽屋事務所】 ①楽屋エリアに入る位置に楽屋事務所を設け、受付カウンターを備えること。 ②楽屋事務所付近に、公演日程や当日の流れ等を案内するホワイトボードを設置すること。 【洗濯・乾燥室】 ①出演者が衣裳等を洗濯できるよう、二槽式洗濯機を 1 台、全自動洗濯機を 1 台、乾燥機を 2 台設置できるスペースを確保すること。また、洗濯機下には、洗濯パンを設けること。 ②着ぐるみ等の大型の衣装の手洗いに対応できるよう、大型シンクを 1 台設けること。 ③衣裳用キャリングハンガーを複数台仮置きできるスペースを確保すること。 ④機器の運転時に発生する騒音が、舞台や楽屋に届くことがないように、適切な遮音対策を行うこと。 ⑤洗濯・乾燥に必要な、給水・排水・換気・電源等の設備を設けること。また、床面や壁面は耐水性に優れた仕上げとすること。 【シャワー室】 ①男女 2 名ずつが同時に個別利用することのできるシャワー室もしくはシャワーブースを設けること。 ②脱衣室の配置について、シャワーブースごとに専用の脱衣室を設けるか、男性用・女性用の別に応じて複数のシャワーブースの利用者が共用する脱衣室を設けるかは、提案による。 ③シャワー利用に必要な、給水・排水・換気等の設備を設けること。 ④必要な温度管理ができるものとする。
----	--

仕様	【楽屋倉庫】 ①長机、座布団、畳など、楽屋で利用する備品等の収納スペースを設けること。なお、2室以上に分散して設けることも可とする。 【給湯室】 ①主に楽屋利用者が使用する。
----	---

エリア区分	大ホールエリア		
部門区分	技術室部門		
用途	・調光操作、音響調整及び映像投映等を行う。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	調光操作室	15 m ² 程度	1
	音響調整室	15 m ² 程度	1
	プロジェクター室	10 m ² 程度	1
	アンプラック室	—	1
仕様	【調光操作室】 ①オペレーターが椅子に座って、プロセニアム開口のすべてを視認できるよう配慮し、客席後部に立見席を計画する場合は、そのことを踏まえた良好なサイトラインを確保すること。 ②調光操作卓等の調光のために必要な機器を配置することのできる平面形状及び広さとする。 ③遮音性能を確保するとともに、床面は、フリーアクセス床とすること。 ④ホール内と音声で直接やりとりができるよう、前面ガラスは、一部を開放できるようにし、高透過ガラスとすること。 ⑤ベース照明、ライティングレール、0～100%調光スポットライト、カーテンを備えること。 【音響調整室】 ①オペレーターが椅子に座って、プロセニアムスピーカーのすべてを視認できるよう配慮し、客席後部に立見席を計画する場合は、そのことを踏まえた良好なサイトラインを確保すること。 ②音響調整卓等の音響調整のために必要な機器を配置することのできる平面形状及び広さとする。 ③遮音性能を確保するとともに、床面はフリーアクセス床とすること。 ④音響オペレーターが直接音を直接聞いて調整ができるよう、前面ガラスは、開放できるようにし、少なくとも、音響調整卓前は、全面開口をできるようにすること。 ⑤ベース照明、ライティングレール、0～100%調光スポットライト、カーテンを備えること。		

仕様	【プロジェクター室】 ①客席後方中央部に、映写に必要な機器を整備すること。 ②遮音性能を確保するとともに、床面はフリーアクセス床とすること。 ③機器稼働時の発熱に留意した空調設備とすること。 【アンブラック室】 ①舞台や各調整室等の配置を考慮した位置に、舞台音響設備のアンプ等を設置すること。 ②機器の稼働音や振動が客席に影響を及ぼさないよう配慮すること。 ③機器稼働時の発熱に留意した空調設備とすること。 ④内線電話、インターカムシステム等の舞台連絡設備を備えること。
----	--

エリア区分	大ホールエリア		
部門区分	投光室部門		
用途	・各舞台照明設備を通じて、出演者、舞台セット等を照射する。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	フロントサイドスポットライト投光室	—	2（上手・下手）
	シーリングスポットライト投光室	—	2
	フォロースポットライト投光室	—	1
	トイレ	—	適宜
仕様	【フロントサイドスポットライト投光室】 ①舞台（前舞台含む）に投光できるよう、客席側壁部に設けること。機能を満たすものであれば、室として設けず露出設置することも可とする。 ②スポットライトを横列に4灯余裕を持って設置できることとし、縦列は8段以上を計画すること。 ③ムービングスポットライト等の利用も考慮するため、スポットライトを吊下げる固定バトンは、一部取り外しができる計画とすること。 ④スポットライトの吊替えや、シューティング作業を安全かつ円滑に行えるよう、適切な高さに作業床及び安全に移動できるはしご等を設けること。 ⑤インターカムシステム等の舞台連絡設備を備えること。 【シーリングスポットライト投光室】 ①舞台開口全幅に投光できるよう、客席天井部に設けること。 ②シーリングスポットライトは、客席上部に2列設置すること。 ③ムービングスポットライト等の大型器具の搬出入に支障のない動線を確保すること。 ④舞台照明器具等の客席への落下を防ぐための対策を講じること。		

仕様	⑤灯具からの排熱で室内温度が上昇することに配慮した空調設備、排気設備を設けること。 ⑥インターカムシステム等の舞台連絡設備を備えること。 【フォロースポットライト投光室】 ①舞台上の演技者を投光できるよう、客席後方最上部の中央部に設けること。 ②フォロースポットライトを4台設置すること。ただし、持込みを含めてフォロースポットライトを最大6台まで設置できる計画とすること。 ③灯具の搬出入に支障のない動線を確保すること。 ④フォロースポットライトの転倒・落下の防止措置を講じること。 ⑤客席と分けするガラスは、高透過ガラスとすること。 ⑥インターカムシステム等の舞台連絡設備を備えること。 ⑦ベース照明、ライティングレール、0～100%調光スポットライトを備えること。
----	--

エリア区分	大ホールエリア		
部門区分	倉庫部門		
用途	・大ホールで使用する大道具、備品や楽器等の収納・管理をする。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	大道具庫	200 m ² 程度	1
	備品庫	100 m ² 程度	1
	音響器具庫	40 m ² 程度	1
	照明器具庫	40 m ² 程度	1
	楽器庫	—	1
仕様	【大道具庫】 ①大ホール舞台等で使用する大道具を収納できるよう 200 m²程度のスペースを確保すること。円滑な利用が可能であれば、複数の室に分割して設置することも可とする。 ②袖舞台脇など、大ホール舞台と可能な限り近接させ、必要な動線を確保すること。小迫り、大迫り、オーケストラピット等の利用に支障のない範囲で、奈落部を大道具保管スペースとして設定することも可とする。 ③室内での仕込み作業を見据え、200ルクス以上の照度を確保すること。また、舞台道具の制作等にも配慮したスペースとすること。 ④滑りにくく段差のない仕上げとし、傷ついても補修しやすいものとし、重量棚を適宜設けること。 【備品庫】 ①大ホール舞台等で使用する備品を収納できるよう 100 m²程度のスペースを確保すること。円滑な利用が可能であれば、複数の室に分割して設置することも可とする。 ②袖舞台脇や奈落周辺など、大ホール舞台と可能な限り近接させ、必要な動線を確保すること。		

仕様	③滑りにくく段差のない仕上げとし、傷ついても補修しやすいものとし、重量棚を適宜設けること。 【音響器具庫】 ①大ホール舞台等で使用する音響器具を収納できるよう 40 m²程度のスペースを確保すること。円滑な利用が可能であれば、複数の室に分割して設置することも可とする。 ②袖舞台脇や奈落周辺など、大ホール舞台と可能な限り近接させ、必要な動線を確保すること。 ③滑りにくく段差のない仕上げとし、傷ついても補修しやすいものとし、重量棚を適宜設けること。 【照明器具庫】 ①大ホール舞台等で使用する照明器具を収納できるよう 40 m²程度のスペースを確保すること。円滑な利用が可能であれば、複数の室に分割して設置することも可とする。 ②袖舞台脇や奈落周辺など、大ホール舞台と可能な限り近接させ、必要な動線を確保すること。 ③滑りにくく段差のない仕上げとし、傷ついても補修しやすいものとし、重量棚を適宜設けること。 【楽器庫】 ①フルコンサートピアノ 2 台、ピアノ椅子や専用移動台車等を保管・収納できるスペースを確保すること。 ②最も外形寸法が大きなピアノでも円滑に出し入れができる広さの部屋と扉の大きさを確保し、ピアノの移動時に傷つけることのないよう、壁にクッション材を設置するとともに、段差のない仕上げとすること。 ③楽器庫内で調律を行うことができるよう、遮音・吸音性能及び適切な照度を備えること。 ④常時楽器の保管に適した温湿度管理ができるものとする。 ⑤袖舞台脇など、大ホール舞台と可能な限り近接させ、必要な動線を確保すること。
----	--

エリア区分	大ホールエリア		
部門区分	搬入口部門		
用途	・大ホール等への大道具等の搬入を行う。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	搬入口	—	1
仕様	①11tトラックが2台寄り付くことができるものとし、うち1台はガルウイング車などの側方から荷下ろしに対応できること。		

仕様	②ガルウイングが天井に接触することがないように、荷捌きに有効な天井高さとして、駐車場床から 5.5m 以上を確保すること。 ③雨天及び強風時でも支障なく荷下ろしが可能な計画とし、建物の外とはシャッターで区切ること。また、可能な限り、テールゲートリフター付きトラックが駐車しても、シャッターを閉めることができるようにすること。 ④搬入口を経由して騒音が舞台に影響しないよう必要各所に遮音扉を設けること。 ⑤十分な広さのローディングデッキを設けること。また、搬入された大道具の補修など、電動工具を用いた作業等についても想定すること。 ⑥周辺道路から円滑な搬入を可能とするため、搬入口は、1 階に配置し、大ホールの舞台と近接させ、可能な限りフラットなレベルで大道具、楽器等を移動させることができる動線を確保すること。また、大道具庫・備品庫等とも可能な限り近接させること。 ⑦荷捌きを行うスタッフが、作業中に円滑に利用できるトイレにも配慮すること。必ずしも、専用のトイレを設けることは求めないが、主に出演者が利用する楽屋トイレと共用することは不可とする。 ⑧将来的な EV トラックの普及も見据え、電気充電に対応する電源を設けること。 ⑨搬入口外部には、搬入車両の到着を知らせるインターホンを設け、袖舞台や管理事務室、舞台スタッフ室から搬入作業の指示が行えるよう、ITV カメラ、内線電話等の舞台連絡設備を設けること。
----	---

(2) 文化創造エリア

エリア区分	文化創造エリア		
部門区分	スタジオ部門		
用途	・日常的に県民が舞台芸術に関する創作活動を行う。 ・小規模な発表会や、ワークショップ、大ホール公演のリハーサル、各種大会、講演会、集会、展示など多目的に利用する。 ・一時的に大ホールの楽屋として利用することも想定する。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	多目的スタジオ	300 m ² 程度	1
	控室	5人以上	2
	備品庫	30 m ² 程度	1
	楽器庫	15 m ² 程度	1
	トイレ	—	適宜
	バリアフリートイレ	—	適宜
仕様	【多目的スタジオ】 ①大人数での稽古、練習から、小規模な音楽や舞台芸術等の公演、リハーサル、展示など幅広く利用できる室として計画とすること。 ②平土間形式とし、公演利用を見据え、仮設舞台を設置できる計画とすること。また、短時間で円滑に仮設の観覧席（座席および段床）を組むことができる計画とすること。観覧席の形式は、提案によるが、ロールバック形式を採用する場合は、段床のみを壁面へ収納する形でも可とする。 ③多目的スタジオは、原則として、300 m²程度のスペースとし、幅は少なくとも7間程度を確保すること。また、仮設舞台の奥行きは、最大で4間程度とし、その際に150人程度の観覧席を設けられる計画とすること。 ④騒音評価目標値は、NC-25 以下とすること。 ⑤適切な遮音及び振動防止の対策を取り、多目的スタジオの利用想定に適した音響空間を形成するよう、壁や天井の素材及び形状に配慮すること。 ⑥天井面には、グリッドパイプ(900mm 角程度)を設け、グリッドパイプまでの高さを6 m以上確保すること。また、グリッドパイプは、1 mあたり 150kg 程度の積載荷重とし、舞台照明設備・舞台音響設備を吊り込むことを想定したコンセントを配置すること。 ⑦壁面の一部には、高さ2.4m以上の十分な幅をもった姿見を設置し、公演時などに舞台の仕込み作業で破損することがないように保護できる形とすること。 ⑧適切な床の弾性を確保し、釘等の打ち込みが可能な仕様とすること。 ⑨壁面上部に技術ギャラリーを設けること。技術ギャラリーの幅は、最大1,200mm程度とし、舞台想定面を除いた3方の壁面に設けること。 ⑩小規模な公演利用に対応できる舞台照明設備として、電源及び信号線の敷設、十分な容量の持込電源盤を整備すること。また、舞台音響設備として、簡易な音響調整が可能な音響専用の電源と信号を設けること。		

仕様	⑪単独での活動室としての利用を主に想定するが、必要に応じて大ホール利用者のリハーサル、楽屋利用も可能となるよう大ホールエリアに向けた動線も確保すること。 ⑫舞台備品や楽器等の搬入のため、一般客の動線とは分離した搬出入動線にも配慮すること。 ⑬スタジオ内の様子を、控室、舞台技術スタッフ室、管理事務室で確認できるよう、ITV 設備を設けること。また、大ホールの楽屋利用の際には、大ホールの映像及び音声を確認できるようにすること。 【備品庫】 ①少なくとも 30 m²程度のスペースを確保し、仮設舞台等も含めて、多目的スタジオで使用する備品を収納可能な規模とすること。 ②備品を円滑に搬出入させるため、多目的スタジオに近接した配置とすること。 【控室】 ①更衣室や楽屋利用のための室として計画し、1 室あたり 5 人以上の収容を可能とすること。 ②多目的スタジオに近接した配置とすること。 【楽器庫】 ①15 m²以上のスペースを確保すること。 ②ピアノ等を円滑に移動できるようにするため、多目的スタジオに近接した配置とすること。
----	--

エリア区分	文化創造エリア		
部門区分	活動室部門		
用途	・音楽、舞台芸術の練習、ワークショップといった文化芸術活動、会議やセミナー、学会の分科会、講座等で利用することを想定する。 ・出演者の多い公演時に大ホールや、多目的スタジオの楽屋として利用することも想定する。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	活動室	30～90 m ² 程度	4 以上
	備品庫	—	適宜
	給湯室	—	1
	トイレ	—	適宜
	バリアフリートイレ	—	適宜
仕様	【活動室】 ①1 室あたり 30～90 m²程度の規模とし、複数のサイズバリエーションを設けること。また、活動室合計で 250 m²程度の面積を確保すること。 ②騒音評価目標値は、NC-30 以下とすること。 ③適切な遮音及び振動防止の対策を行うこと。		

仕様	④ピアノの搬出入ができるよう、出入口の大きさなどに配慮すること。 ⑤少なくとも1室には、収納式の十分な大きさをもった姿見を設け、弾性を備えた床仕様とすること。 ⑥スクール形式の会議やセミナー等の用途にも対応できる計画とし、すべての部屋で、映像投影等を含む利用を想定し、プロジェクターやスクリーンの持ち込み対応ができるようにすること。 ⑦備品等の搬出入等に配慮し、全ての出入口扉を親子扉とすること。 ⑧大ホールの楽屋としての利用にも配慮し、大ホールの映像及び音声を確認できるよう、ITV 設備を設けること。 【備品庫】 ①活動室で利用する備品等の収納スペースを円滑な搬出入を考慮して確保すること。 ②動線が確保できる場合は、多目的スタジオなど他の倉庫へ収納することも可とする。 【給湯室】 ①主に活動室部門の利用者が使用する。 【その他】 ①活動室利用者が利用するトイレにも配慮すること。ただし、スタジオやロビー部門と同一階にあるなど、近接する場合は、必ずしも単独のトイレを設ける必要はない。
----	--

(3) 交流・にぎわい創出エリア

エリア区分	交流・にぎわい創出エリア		
部門区分	ロビー部門		
用途	・大ホールや多目的スタジオの利用者を想定し、公演のレセプションや、待合スペースとして利用する。 ・大ホールの公演以外のイベントの場として利用する。 ・本施設の利用者以外の者が、休息等で利用する。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	共用ロビー	—	—
	授乳室	2人程度	1以上
	トイレ	—	適宜
	バリアフリースペース	—	適宜
仕様	【共用ロビー】 ①施設利用者が、練習の合間や公演の前後にリフレッシュをする場として利用できるだけでなく、鑑賞や活動を目的としない方も気軽に訪れ、ゆったりと過ごせるスペースとすること。 ②共用ロビーのエリアについては、エントランスや大ホールのもぎりスペース周辺のみならず、屋上空間等も幅広く活用した計画とすること。 ③共用ロビーを活用したイベントや、公演情報等の情報提供、壁面等を活用した県民の創作活動の展示など、多様な使い方に対応できる空間とし、ピクチャーレール、スポットライト、コンセント等を設けること。 ④自動販売機が3台以上設置できるスペース、コンセント等を設けること。 ⑤利用者が荷物を預けられることができるコインロッカー等を設けること。 ⑥ホール利用者の一時的な託児スペースや、救護スペースの設置も想定した計画とすること。 ⑦徳島駅からの利用者や周辺の公園利用者など、幅広い方々がアクセスしやすい配置とし、各機能、諸室との円滑な動線設定を確保すること。また、2階レベルで立体横断施設と直結できる計画とすることとし、立体横断施設がなくても、共用ロビーの使用に支障がない計画とすること。 ⑧高齢者や体の不自由な方も含め、来館者が安全に入退場できるよう配慮をすること。 ⑨雨天時の対応にも配慮した出入口、風除室の仕様とすること。 【授乳室】 ①哺乳瓶の洗浄や調乳のための給湯設備を設けること。 ②授乳室内での動線や視線に配慮した構造とすること。		

(4) 管理業務エリア

エリア区分	管理業務エリア		
部門区分	管理部門		
用途	・ 本施設の運営及び管理を行う職員を対象として、その職務に必要な機能を備えた場として利用する。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	事務室	200 m ² 程度	1
	館長室	15 m ² 程度	1
	応接室	15 m ² 程度	1
	会議室	10 人程度	3 以上
	休憩室	10 人程度	1 以上
	更衣室	—	2
	給湯室	—	1
	中央管理室	—	1
	警備室	3 人程度	1
	清掃員控室	6 人程度	1
	備品庫	40 m ² 程度	2
	トイレ	—	適宜
	バリアフリースイートイレ	—	適宜
仕様	【事務室】 ① 本施設の職員が、施設の維持管理、運営、企画制作、貸館等の業務を行うための事務室として計画すること。 ② 200 m²程度のスペースを確保すること。 ③ 来館者を認識しやすい場所に配置し、共用ロビーに面して、施設貸出や質問対応、主催事業のチケット販売等ができるカウンターを設置すること。 【館長室】 ① 本施設の館長が執務を行う部屋として計画すること。専用の室とせず、事務室に付属させる形でも可とする。 【応接室】 ① 来賓等の特別な来館者を応接するための室とすること。 ② 通路だけでなく、館長室から直接出入りができる配置とすること。 【会議室】 ① 施設スタッフによる会議、主催事業等の打合せを行うための室とすること。 ② 1 室あたり 10 人程度が利用することを想定する。室間の仕切は、一体利用が可能となる可動式の壁とするなど、大人数での利用にも対応できるよう工夫を行うこと。		

仕様	【休憩室】 ①通常時は職員が休憩するための室とすること。 ②10 人程度が利用することを想定する。 ③主催事業等の託児スペースとして、一時的に利用することも想定して計画すること。 【更衣室】 ①職員等が使用することを想定する。 【給湯室】 ①主に職員等が使用する。 【中央管理室】 ①施設全体の空調、熱源等の制御盤、防犯カメラによる監視・録画を行うための部屋とし、機能を満たす場合は、専用の室として設けないことも可とする。 【警備室】 ①本施設の警備を行うために、適切な位置に計画すること。機能を満たす場合は、専用の室として設けないことも可とする。 【清掃員控室】 ①清掃用具等を収納するための収納庫を備えること。 ②清掃用具等を洗浄するための流し台その他の設備を備えること。 【備品庫】 ①管理部門における業務に必要な備品を収納するための室とすること。
----	---

(5) 共用部分等に関する特記事項

諸室	廊下
	階段
	出入口
	昇降機
	給湯室
	トイレ
	バリアフリースイートイレ
	ごみ置き場
仕様	【廊下・階段】 ①来館者が使用する場所、出演者・イベント主催者が使用する場所、職員が使用する場所、大道具等の出入りに使用する場所など、廊下・階段の設置場所に応じ、利用者を想定して必要な幅員及び天井高を確保すること。 ②大道具等の重量物の運搬が想定される経路となる廊下・階段にあつては、壁面の出隅等にコーナーガード等の破損防止の措置を行うとともに、壁面に台車ガード等を設けること。 ③階段の手すりは、高齢者や児童にも配慮した適切な高さで設置すること。 【出入口】 ①来館者用の出入口は、多数の者の利用に配慮した位置に設けること。 ②職員用の出入口は、原則として、中央管理室付近に設けること。 ③出演者・イベント主催者の出入口（楽屋口）は、動線上利便性の高い場所に配置するとともに、原則として、来館者の視線に入らない場所に設けること。 【昇降機】 ①来館者が使用するもの、出演者が使用するもの、職員が使用するもの、大道具等の出入りに使用するものなど、昇降機の設置場所に応じ、利用者を想定して必要な規模・台数を設置すること。 【給湯室】 ①給水、給湯、排水等を行うことができる設備、IH クッキングヒーター、必要な換気設備を備えたものとする。 ②冷蔵庫、食器棚等を設置するスペースを確保すること。 【トイレ】 ①各階の客席数に応じた利用者用のトイレを設置すること。 ②ホワイエ部門における男性用トイレは、客席 40 に対して、1 以上の便器を、女性用トイレは、客席 30 に対して、1 以上の便器を設けることを基本とし、開館後の運営を見据えて適切な数を設けること。

仕様	③ホワイエ部門におけるトイレは、男性用トイレと女性用トイレの出入口は、可能な限り離れた位置に設けること。 ④ホワイエ部門における女性用トイレは、原則として、入口と出口を別に設けることとし、洗面台を使用せずに衣裳・化粧を直すために入室する利用者に配慮して、鏡及び荷物置き場を備えたパウダーコーナーを設けること。 ⑤ホワイエ部門におけるトイレには、便房の空き状況がトイレの外からも把握できる表示機能を設けること。また、演目に応じて、男女トイレの数を変更できる工夫について検討すること。 ⑥投光室部門におけるトイレは、各技術室、フォロースポットライト投光室双方のスタッフが利用しやすい計画とすること。 【バリアフリースイートイレ】 ①ホワイエ部門におけるバリアフリースイートイレには、大人用折り畳みベッド及びオストメイト用設備を設けること。 ②ロビー部門におけるバリアフリースイートイレには、オストメイト用設備を設けること。 【ごみ置き場】 ①館内で出たゴミを一時保管できる場所を設け、ゴミ収集車が寄りつきやすい計画とすること。また、屋根があり、鍵が付けられる構造とすること ②清掃用の給水・排水設備を設けること。 【その他】 ①受動喫煙を防止するため、施設内は、原則として禁煙とし、「受動喫煙対策を強化する改正健康増進法」に基づき、適切に対応すること。
----	---

第4章 各業務の実施

1 要求水準の確認

(1) 要求水準の確保のための受注者による管理に関する考え方

- ・ 受注者は、要求水準を満たすため、次の項目を確認し、設計業務・工事監理業務・解体業務及び建設業務の管理を行うこと。

受注者における確認事項
・ 基本設計完了時における基本設計図書及び各種計算書等の確認 ・ 実施設計完了時における実施設計図書及び各種計算書等の確認 ・ 施工前における全体計画（工事中の周辺への配慮等）の確認 ・ 各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認 ・ 各部位の施工完了時における計画に基づいた施工の確認 ・ 全体の施工完了時における計画に基づいた施工の確認 ・ 1年目点検における計画に基づいた施工の確認

(2) 要求水準確認計画書の作成

- ・ 受注者は契約締結後速やかに、前記（1）の表に示す確認事項に関する要求水準確認計画書を作成し、県の担当者に提出し、承諾を得ること。
- ・ 要求水準確認計画書には、個別の確認項目ごとに、要求水準の確認の方法と確認の時期、確認する者、その他必要な事項を記載すること。
- ・ 要求水準確認計画書には、要求水準で定めた各項目を一覧化したチェックリスト（様式については県と協議の上、受注者が作成）を添付すること。
- ・ 要求水準確認計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、実施設計完了時及びその他必要な時期に適宜変更及び見直しを行うこと。

2 設計業務

(1) 全般

- ・ 事業者は、本施設の建設工事及び地下駐車場の解体工事等の設計業務を行う。
- ・ 準拠すべき法令、基準、本書を満たす設計とすること。
- ・ BIM（Building Information Modeling）を活用して設計を実施し、合意形成の円滑化、設計の品質確保及び事業の円滑化を図ること。
- ・ 設計に基づく施設内容についての説明会等を県で実施する場合は、事業者は資料作成及び説明等の支援をすること。

- ・ 設計業務の詳細及び範囲等については、業務を達成するために県の担当者と十分に打ち合わせ等を行い、連携を図ること。
- ・ 関係機関と十分協議した上で、適切な業務期間の設定を行うこと。
- ・ 県担当者及び諸官庁、関係機関と協議した場合、議事録を県の担当者へ提出すること。
- ・ 設計業務着手に先立ち、詳細工程表を含む設計業務計画書（基本設計、実施設計、各種調査及び申請等に関する業務含む。）を県に提出し確認を得ること。
- ・ PUBDIS（公共建築設計者情報システム）の登録を行うこと。

(2) 各種調査等

- ・ 隣接する国道等の騒音振動調査など、設計業務に必要となる現況調査等を適切に行うこと。
- ・ 日影、振動等、公共施設等の整備により想定される周辺家屋等への影響について調査すること。

(3) 基本設計

- ・ 事業者は、次の項目に掲げる計画等から成る基本設計を県に提出し、確認を得ること。なお、要求水準確認表の書式は業務着手の前に県と協議のうえ確認すること。
- ・ 提出時の体裁、部数等は、別途、県の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。（図面については、JWW 形式及び PDF 形式とすること。）

計画等の種別	該当する図書・書類
建築計画	・ 計画概要書 ・ 建物概要・面積表・法規チェック ・ 建物配置計画 ・ 施設レイアウト・動線計画 ・ 什器備品仕様・レイアウト計画 ・ 平面計画・断面計画・立面計画 ・ 色彩計画 ・ 内観・外観デザイン計画（パース含む） ・ 内装仕様・外装仕様（使用材料） ・ セキュリティ計画 ・ 防災計画 ・ 雨水排水計画 ・ 仮設計画 ・ 全体計画（マスタープラン） ・ サイン計画 ・ 景観配慮計画

	・ 省エネ・環境配慮計画
構造計画	・ 計画概要書 ・ 基本構造計画
電気設備計画	・ 計画概要書 ・ 仕様概要
機械設備計画	・ 計画概要書 ・ 仕様概要
舞台設備計画	・ 計画概要書 ・ 仕様概要
地下構造物解体・活用計画	・ 計画概要書 ・ 解体・活用検討書（安全性・有用性の検討）
外構計画	・ 計画概要書 ・ 舗装・植栽計画等
施工計画	・ 施工計画概要書（実施設計、各協議、申請期間を含むしゅん工までの工程表を含む）
関係機関との協議記録	・ 計画通知及び関係法令等に伴う事前協議記録 ・ 県担当課との事前協議記録 ・ その他関係機関との協議記録
その他	・ 打ち合わせ議事録 ・ 要求水準確認表 ・ 必要と思われる図面、計画書等 ・ 概算工事費内訳書

(4) 実施設計

① 基本事項

- ・ 関係各機関と十分打ち合わせを行うこと。
- ・ 「第1章 4 適用法令等」に示す関係法令、基準等を遵守すること。
- ・ 業務実施期間中は、県の指示に応じて、適宜、作業の報告（中間報告）を行い、業務終了後には、設計図書、設計業務完了届、その他の必要な資料を提出し、県に確認を受けること。

② 設計図書・書類

- ・ 実施設計業務の成果となる設計図書・書類は、主に次の表に示す種別に応じて、必要な図書、書類その他の資料等を取りまとめること。また、とりまとめに当たっては、図面リストを添付すること。

- ・ 要求水準確認表は、基本設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、基本設計着手時からの経緯が分かるよう、同様の書式で作成すること。
- ・ 設計図書の提出時の体裁、部数等は、別途、県の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。（図面については、JWW 形式及び PDF 形式とすること。）

設計図書・書類の種別	該当する図書・書類
建築設計図書	・ 特記仕様書 ・ 案内図 ・ 配置図（事業対象地全体を含む。） ・ 面積表 ・ 仕上表 ・ 平面図 ・ 立面図 ・ 断面図 ・ 矩計図 ・ 階段詳細図 ・ 平面詳細図 ・ 断面詳細図 ・ 各部詳細図 ・ 展開図 ・ 伏せ図 ・ 建具図 ・ サイン計画 ・ エレベーター詳細図 ・ 外構図 ・ 什器備品リスト（レイアウト図を含む。） ・ 完成予想図（外観パース、内観パースを含む。）
構造設計図書	・ 特記仕様書 ・ 各種構造図 ・ 構造計算書
電気設備設計図書	・ 特記仕様書 ・ 受変電設備図 ・ 幹線系統図 ・ 動力設備図 ・ 弱電設備図 ・ 消防設備図 ・ 各種計算書
機械設備設計図書	・ 特記仕様 ・ 給排水衛生設備図 ・ 消防設備図

	・ 空調設備図 ・ 換気設備図 ・ 衛生機器リスト ・ 空調機器リスト ・ 各種計算書
舞台設備設計図書	・ 舞台機構仕様書 ・ 舞台設備リスト ・ 舞台関係平面詳細図 ・ 舞台関係断面詳細図 ・ 舞台吊物機構図 ・ 舞台迫機構詳細図 ・ 舞台照明設備図 ・ 舞台音響設備図
解体設計図書	・ 解体工事仕様書 ・ 仮設計画図 ・ 平面図 ・ 構造部材リスト
外構設計図書	・ 外構平面図 ・ 求積図 ・ 植栽平面図 ・ 排水設備計画図 ・ 外構照明計画図 ・ 各部詳細図
施工計画書	・ 仮設計画 ・ 工事事務所の設置位置 ・ 使用材料一式 ・ 工事資機材一式 ・ 施工体制一式 ・ 資材置き場 ・ 工事工程表 ・ 残土処理
関係機関との協議記録	・ 計画通知及び関係法令等に伴う事前協議記録 ・ 県担当課との事前協議記録 ・ その他関係機関との協議記録
その他	・ 工事費内訳書 ・ 積算数量調書 ・ 打ち合わせ議事録 ・ 要求水準確認表 ・ 図面データ ・ 製本図面

解体他設計業務：上記図書のうち、地下駐車場の解体・改修に係る図書の全て。

(4) 各種申請業務等

- ・ 事業者は、公共施設等の計画通知、その他、関係法令に基づき必要となる申請等を行うこと。
- ・ 申請業務においては、申請にともなう各関係諸官庁との協議、お知らせ看板の設置、近隣説明等を行うこと。
- ・ 建設工事に伴う各種申請図書の作成及び提出、申請図書作成に伴う各関係諸官庁との協議、調整等を行うこと。
- ・ 申請等に用いた資料及び関係諸官庁より受領した資料は、とりまとめて県に提出すること。なお、提出時の体裁、部数等は、別途、県の指示するところによる。

3 工事監理業務

- ・ 事業者は、自らの責任により実施設計図書に基づく工事監理を行う工事監理者を定めること。
- ・ 工事監理者は、要求水準及び提案内容の設計意図を十分把握し、工事監理を実施すること。
- ・ 工事監理者は、建設工事着手前に工事監理概要書（各種打ち合わせ・検査日程等、工事管理体制、工事監理業務着手届を明記した工程表を含む。）を県に提出し、確認を得ること。
- ・ 工事監理者は、県があらかじめ定めた時期において、工事の進捗状況等を報告するほか、県から要請があった場合には適時報告、説明等を行うこと。
- ・ 工事監理者は、建築基準法による建築物に関する完了検査に立会うこと。
- ・ 工事監理者は、事業者による完了検査までに、工事監理報告書及び要求水準確認表を県に提出すること。なお、提出時の体裁、部数等は、別途、県の指示するところによる。
- ・ 要求水準確認表は、設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、基本設計着手時から実施設計、施工段階の経緯が分かるよう、同様の書式で作成すること。

4 建設業務

(1) 基本事項

- ・ 関連法令等を遵守すること。
- ・ 必要に応じて、説明会等を開催し、近隣住民への周知を図ること。
- ・ 近隣及び工事関係者の安全確保と騒音、振動、臭気等の環境確保に十分配慮すること。
- ・ 近隣住民との調整や関係各機関との調整を十分行い、工事の円滑な進行や常駐警備員を配置するなど安全を確保すること。
- ・ 工事や工程の工夫等により、工期の遵守と短縮を図るとともに、近隣住民への周知を徹底して作業時間に関する了解を得ること。

(2) 建設業務

① 着工前業務

- ・ 事業者は設計図書及び施工計画書に従って施設の建設工事を行うこと。
- ・ 建設に先立ち、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類を添付のうえ県に報告し、確認を受けること。

該当する書類
・ 施工計画書 ・ 工事実施体制 ・ 施工体制台帳・施工体系図 ・ 工事着手届 ・ 現場代理人、監理技術者、主任技術者等の通知書（経歴書を添付） ・ 仮設計画書 ・ 工事記録写真撮影計画書 ・ 主要資機材一覧表、仕様書 ・ 各種試験成績書・検査報告書 ・ 施工図面

- ・ 各種届出、申請、許認可等の書類の写し等を県に提出すること。
- ・ 周辺環境や交通、通行者の安全対策を十分に講じること。
- ・ 事業者は、建設業務の着実な履行に向け、建設工事保険等に参加すること。

② 建設期間中業務

- ・ 各種法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書等に従う適切な建設工事を実施すること。
- ・ 事業者は、工事監理者を通じ、定期的に施工管理状況の報告を行う。報告は、毎月の月報にとりまとめること。
- ・ 事業者は、県に対し、中間確認のための出来高検査に必要な資料を提出すること。
- ・ 建設期間中及び建設業務完了後に事業者が行う検査又は試験について、事前に県に実施日等を通知すること。なお県の職員が当該検査又は試験に立ち会うことができるように環境を整えること。
- ・ 県の職員が、建設期間中に行われる工程会議に立ち会うことができるよう、また、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるように環境を整えること。
- ・ 工事の記録簿の作成を行い、常に工事現場に備えること。事業者自らが実施する完了自主検査の後、しゅん工図等と共に整理し、工事監理者を介し、県に提出すること。
- ・ 県が検査、会議、現場等に立ち会う場合、事業者は協力すること。
- ・ 建設期間中は次の書類を県に提出し、確認を得ること。

該当する書類
・ 残土処分計画書、報告書 ・ 産業廃棄物処分計画書、報告書（マニフェスト含む。） ・ 生コンクリート配合計画書 ・ 各種試験成績書 ・ 各種出荷証明書 ・ 工事監理報告

③ 建設工事完成后

- ・ 事業者は、本施設の建設工事完了後速やかに、事業者自らの責任及び費用において、建築基準法その他関係法令に基づく各種検査、及び要求水準等に示された内容が満たされていることを確認する完了検査を実施するものとし、事前にその内容を県に書面にて通知すること。事業者は完了検査の結果により必要な修補等を行うこと。
- ・ 本施設の開設に必要な試運転等を実施し、音響や照明、舞台機構の稼働等の所定の性能・機能について、要求水準及び提案に基づく内容が実現できているか試験を行い、県の確認を得ること。
- ・ 事業者は、工事が完成した際には、完了検査の結果、各種法令に基づく検査済証、その他の検査結果記録並びに県が求める工事書類を提出のうえ、県による完工確認を受けること。なお、工事書類の確認に時間を要するため、提出日については県と十分協議すること。
- ・ 事業者は、完工確認の結果、必要に応じて修補を行うこと。

- ・ しゅん工図書は、原則、次のとおりとし、詳細については県と協議のうえ整理すること。しゅん工図書の提出時の体裁、部数等は、別途、県の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。（図面については、JWW 形式及び PDF 形式とすること。）

該当する書類
・ 工事完成届 ・ しゅん工図（建築・外構、構造） ・ しゅん工図（建築音響） ・ しゅん工図（電気設備） ・ しゅん工図（機械設備） ・ しゅん工図（舞台設備） ・ しゅん工図（什器備品配置表、製作家具等完成図） ・ しゅん工図（残存基礎杭等の記録データ図面）※残存される地下構造物がある場合 ・ 各種試験成績書 ・ 什器備品リスト及びカタログ ・ 完了自主検査調書（事業者が実施したもの、検査済証その他の検査結果等含む） ・ 各種取扱説明書、保証書等 ・ 建築物等の利用に関する説明書（「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に基づき作成） ・ 長期修繕計画書 ・ 工事写真 ・ しゅん工写真 ・ 要求水準確認表

5 解体他業務

(1) 基本事項

- ・ 事業者は、地下駐車場の解体・改修に当たって、関連法令等を遵守すること。
- ・ 必要に応じて、説明会等を開催し、近隣住民への周知を図ること。
- ・ 近隣及び工事関係者の安全確保と騒音、振動、臭気等の環境確保に十分配慮すること。
- ・ 近隣住民との調整や関係各機関との調整を十分行い、工事の円滑な進行や常駐警備員を配置するなど安全を確保すること。工事や工程の工夫等により、工期の遵守と短縮を図るとともに、近隣住民への周知を徹底して作業時間に関する了解を得ること。

(2) 解体他業務

① 着工前業務

- ・ 事業者は設計図書及び施工計画書に従って解体他工事を行うこと。
- ・ 事業者は地下工作物の撤去に伴い周辺地盤や施設への影響の無いよう、撤去方法・管理方法を十分に検討のうえ、県及び関係機関等に協議すること。
- ・ 事業者は解体及び撤去工事前に、家屋調査を実施すること。なお、調査の範囲については、県と協議のうえ、決定すること。
- ・ 事業者は解体及び撤去工事前に、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類を添付の上で県に報告し、確認を受けること。

該当する書類
・ 施工計画書 ・ 工事実施体制 ・ 施工体制台帳 ・ 施工体系図 ・ 工事着手届 ・ 現場代理人、監理技術者、主任技術者等の通知書（経歴書を添付） ・ 仮設計画書 ・ 工事記録写真撮影計画書 ・ 主要資機材一覧表 ・ 各種届出、申請、許認可等の書類の写し等 ・ その他県が求める書類

- ・ 周辺環境や交通、通行者の安全対策を十分に講じること。

② 解体他業務

- ・ 各種法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書等に従う適切な解体他工事を実施すること。
- ・ 事業者は、工事監理者を通じ、定期的に施工管理状況の報告を行う。報告は、毎月の月報にとりまとめること。
- ・ 県の職員が、工事期間中に行われる工程会議に立ち会うことができるよう、また、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるように環境を整えること。
- ・ 県が検査、会議、現場等に立ち会う場合、事業者は協力すること。
- ・ 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱に基づき、積極的に廃棄物の再資源化を行うこと。
- ・ 表土の保全・活用に努めること。
- ・ 隣接する建物や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- ・ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万が一発生した場合には県に報告し、事業者の責任において対応を行うこと。
- ・ 工事により周辺地域に地盤沈下等の被害が発生しないよう留意するとともに、万が一発生した場合には、事業者の責任において対応を行うこと。
- ・ 工事完了時には施工記録を用意し、県の確認を受けること。
- ・ 提案により残存する地下工作物がある場合は、その記録を図面データとして整理し、県に提出すること。
- ・ 工事期間中は次の書類を県に提出し、確認を得ること。

該当する書類
・ 残土処分計画書、報告書 ・ 産業廃棄物処分計画書、報告書（マニフェスト含む。） ・ 各種試験成績書 ・ 施工管理報告書

6 備品調達、設置業務

- ・ 現時点では、県による実施を見込んでいる。ただし、事業者による実施の方が、コストや、スケジュールの効率性など有利であることを説明できる場合は、備品調達、設置業務の一部または全部を本事業の中に含むことができる。
- ・ 備品調達、設置業務を提案する場合は、本施設の基本目標及び施設使命の達成に向けた施設管理や事業展開に当たって必要となる備品を適切に調達、設置し、県に所有権を移転すること。
- ・ 本業務の実施に当たっては、「什器備品リスト（各備品の個数・調達価格を含む。）」を県に示すこと。
- ・ 必要備品を見込んで、大道具庫や備品庫等の規模を確保すること。
- ・ 備品は、使用目的に沿った適切な機能を有し、各室の用途や空間にふさわしい素材、色合い等にするとともに、環境に配慮したものとする。
- ・ 原則として、備品の搬入、設置は、本施設の所有権移転前に実施し、建物等に損傷を与えないよう留意すること。
- ・ 県は、備品の備え付け完了後、確認を行うものとする。

7 維持管理・施設運營業務

新ホールは、県の文化芸術振興・創造発信の拠点として、開館後に、施設使命に基づき様々な取組を進めることで、県民に親しまれ、誇りとなる施設を目指している。その実現に向けて、本業務では民間の知見を活かした幅広い提案を期待するものである。

(1) 維持管理業務

本施設の機能を維持し、施設運営に支障を及ぼさないよう、また、施設利用者にとって、より快適な施設利用ができるよう、必要な維持管理業務を適切に行うこと。なお、現時点で想定する主な業務は下記のとおりである。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 設備運転管理等業務
- ③ 舞台設備・舞台機構等管理業務
- ④ 衛生管理・清掃業務
- ⑤ 植栽・外構等管理業務
- ⑥ 施設警備業務
- ⑦ 修繕業務（大規模修繕は除く）
- ⑧ その他必要とされる関連業務

(2) 施設運營業務

「藍場浜公園西エリアにおける新ホール早期整備プラン」において、新ホールの基本目標及び施設使命、事業展開、管理運営に関する大きな考え方を示しており、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）」及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（平成 25 年文部科学省告示第 60 号）」など、文化ホール施設が持つ特徴や、取り巻く環境も十分考慮した上で、事業者が持つ強みを活かし、最適な施設運營業務に関する提案を行うこと。

なお、県や周辺施設との連携などを図ることで、施設運営の効率化に繋がる場合などにおいては、一部業務を事業者グループ以外が実施する提案を行うことは可能とする。

(3) その他留意点

- ① あわぎんホール（徳島県郷土文化会館：昭和 46 年しゅん工）との連携

隣接するあわぎんホールと連携し、一体的活用を図ることで、様々なメリットが考えられるため、新ホール管理者の視点から、両館の一体的活用に向けた提案を行うこと。

- ② 収入及び支出

ホール施設で一般的に想定される「チケット料収入」や「施設利用料」などのほか、幅広く収入の拡大に努めながら、効率的な管理運営による経費の削減等を行うことで、中長期的なコスト適正化の視点を持った提案を行うこと。

③ 組織体制等

維持管理や、施設運営等の実施にあたって必要となる組織体制や、適切な人材の配置等についても提案を行うこと。